

令和3年9月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月 9日 (木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和3年9月 9日 (木) 午前 8時58分
散 会 日 時	令和3年9月 9日 (木) 午後 4時14分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 1 号	第 6 次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について	原案可決
第 7 2 号	鴻巣市にぎわい交流館条例	原案可決
第 7 3 号	鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 佐々木紀演
市長政策室副室長 藤崎 秀也
市長政策室参事兼
秘書課長 小林 勝
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 森田 慎三
総務課長 國島 清文
総務課副参事 原口 佳之
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
ICT 推進課長 中根 哲
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 山崎 勝利
財務部副部長 谷 広明
財務部参事兼財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 関口 敬一
資産管理課副参事 山岸 晃
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
収税対策課長 野口 高志

会計管理者 大塚 泰史
会計課長 沼上 早苗
監査委員事務局長 小川 哲夫
監査委員事務局副局長 鈴木 恵子
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

(教育部)

教育部副部長
兼学務課長 宮野 和幸
学務課副参事 棚澤 大輔

書記 佐伯 幸子

書記 中島 達也

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と竹田悦子委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第71号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、議案第72号 鴻巣市にぎわい交流館条例、議案第73号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第88号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、その都度ごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いしたいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 1 分)



(開議 午前 9 時 0 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第71号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第71号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更についてご説明いたします。議案資料、こちら2ページとなりますが、こちらに基づきましてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、要旨でございますが、令和4年度を始期とする後期基本計画の策定に向けて、人口減少と少子高齢化への一層の対策を講じるほか、時代の急激な変化による多様な社会課題に柔軟かつ適切に対応した計画とするため、基本構想の第4章、政策展開の方向を変更するものでございます。

次に、各政策の主な内容ですが、政策1、子育て、教育、文化に関する政策では、本市の将来人口の目標達成に向け、子育てと教育の連携強化を目的に、施策分野を政策1に統合し、未来をひらく人材を育て、確かな学びと文化が根付くまちづくりを政策の目指す姿といたします。

政策2、保健、福祉、医療に関する政策では、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、感染症への対策や地域医療体制の充実に関する市民ニーズは一段と高まっており、それらの取組の必要性を明記し、いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくりを目指します。

政策3、安全安心に関する政策では、現行の政策1から政策3へ、また交通環境の充実の交通安全に関する分野と防犯対策の推進を暮らしの安全対策に統合し、資源循環型社会、低炭素社会の形成を循環型社会、脱炭素社会の形成に変更いたします。ゼロカーボンシティを目指すと

もに、市民が安心して暮らせる環境の強みを生かしながら、安全安心に暮らせるまちづくりの実現を図ります。

政策４、都市基盤に関する政策では、公共交通に関する分野を中心とした利便性の高い公共交通の確保を新設し、また公園、緑の整備と保全を、花と緑あふれる空間の創出に変更して、花や緑、そしてコウノトリが舞う豊かな自然環境など、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、都市機能と豊かな自然が調和した住みよい快適なまちづくりを目指します。

政策５、産業に関する政策では、道の駅やにぎわい創出交流拠点整備により、市民等の交流促進を図るため、観光の振興を観光資源の活用と交流の促進に変更し、にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくりを目指します。

政策６、市民協働、行政運営に関する政策では、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりの基盤となる共通施策として、人権尊重の推進を政策３から移動し、また市民の郷土への愛着や誇りを醸成するため、開かれた市政の推進を市民協働とシティプロモーションの推進に変更するなど、多様化する市民ニーズや社会環境の大きな変化を踏まえ、市民協働による一人一人が主役のまちづくりの実現を図ります。

最後に、基本構想の変更日でございますが、後期基本計画と併せ、令和４年４月１日を考えております。

第６次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更については以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

一般の議案の質疑につきましては、１人１０分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（田中）おはようございます。議案第７１号 第６次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について質問させていただきます。

まず、第４章、政策展開の方向の変更とありますが、人口減少と少子高齢化の進展は今に始まったことではありません。そこで、一層の対策と

はどのようなことを考えているのか、お伺いをいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、お答えいたします。

将来人口の目標である2040年に人口10万人という設定は、こちら合計特殊出生率が最終的に1.6まで改善すること、それから社会増減がプラス・マイナス・ゼロと仮定したものでございます。こちらを達成するためには、子育て世代が重視する教育と子育てに関する分野を統合しまして、子育て世代に対する取組や連携の強化を図ることで、子育て世代の転入、出生数の増加につなげていくことを対策として考えております。

(田中) 子どもを増やすというような内容だったかと思うのですが、それに対する子どもを育てやすい環境をつくるということを方向性としてやっていくということだと思うのですが、将来的には、今先ほど数字1.6幾つとかと言っておったと思うのですが、鴻巣市の出生率、よそと比べてどこまで引き上げるつもりかというのをもうちょっと聞いておきたいのですが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現在、令和元年度の合計特殊出生率、これ1.06、これもう県、全国に比べてかなり低いものとなっております。これを1.6まで改善という、かなりのものになります。ただ、こちらに関しましては、現在転入超過という部分で、平成27年から6年連続で超過しております。そういった子育て世代の転入について、今鴻巣では多い状況でございますので、出生率を上げるということも進めていきますけれども、こちらの子育て世代、子どもを産んでから転入という部分でも取組のほうを強化していきたいと考えております。

(田中) 3回目まででしたか。

(委員長) 3回目です。

(田中) 子どもを育てやすい方策というのも聞いておきたいのですが、子どもを連れて人が転入してくるというような、今話もちよっと言われたと思うのですが、要は子育てをしやすい、魅力あふれるまちにしたいということ、こちらがいいように考えればそういうことだと思ってしまうのですが、具体的にはどのようなことを考えているのかお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) これまでも子育てに関する施策は力を入れてまいりましたが、今後は鴻巣の花や緑、それからコウノトリも増えまして、特性を生かしたまちづくり、住みやすい、非常に子育てしやすいと、伸び伸びと子育てできる、そういった環境も整えまして、転入の増加に、転入、移住人口の増加につなげていきたいと考えております。

(田中) 質問の2番目です。政策2と政策3では、特に新型コロナウイルス感染症対策が重要であるというふうに私は考えるのですが、具体的にはどのような対策を取っていく方針なのかをお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、まず政策2につきましては、施策の健康づくりの推進において、感染症対策と地域医療体制の、こちら密接な関わりがございますので、充実と連携しまして、感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

政策3では、感染拡大により、市民の命や生活が脅かされる危機への対応として、対策本部を設置し、現在全庁横断的な対応を取っております。以上でございます。

(田中) 一応感染症対策って一般的で、日本全国同じようなことをやっているのだと思うのですが、鴻巣市独自の何か考えがあるのかどうかお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現在、独自というものは無いのですが、まずはアンケート等でも、市が取り組むべき重要な施策、コロナに関する施策ということで、感染症感染の防止対策、それから地域医療体制の確保というのが上位を占めておりますので、こちらまずしっかりと連携を図って対応していきたいと考えております。

(田中) スムーズに現在進んでいるのかどうかということもちょっと聞いておきたいのですが、

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらが今現在一番取り組んでいるのがワクチンの接種になるかと思うのですが、こちらが当然医師会のほうの協力をいただきながら、ワクチンのほう順調に進んでおりますので、

またこのワクチンもいつまで続くかというのもございますが、今後もしっかりと連携を図りながら、地域で感染症対策、取り組んでいきたいと思えます。

(田中) 次に、質問の3といたしまして、政策5では産業団地や道の駅の整備によって商工業の振興、農業の振興、観光資源の活用と交流の促進、全てを進めるというふうに考えるのですが、これ全部一緒くたに進めていくのか、進め方についてお聞きをいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 政策5におきましては、この商工業、農業、観光という部分の振興が位置づけられておりますが、こちら産業団地、道の駅の整備によって、振興を図る上で大きく関わってくるものがございますが、そのほかに、現在整備中のにぎわい創出交流拠点、それから花久の里、ひなの里についても、にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくりを目指す政策5を支える取組であると考えております。

(田中) 総合的に、今言った商工業の振興、農業の振興、観光資源の活用を進めるということで理解すればよろしいわけですね。

以上です。

(坂本) 初めに、私の通告のほうで、最初に届けてあった質問はちょっと場所が違っているので、それ直しながら質問させていただきます。私のほうも、政策ごとにやっていきたいと思えますので、よろしく願います。

まず初めに、鴻巣市の目指す今後の形はどのようなものか、基本的な方向性についてお聞きいたします。政策1、学校教育の充実についてですが、今現在、笠原小学校も既に廃校が決まりまして、統廃合をきちんと進めていくのだということですが、この統廃合に向けた計画、どの程度ここに、期間とかそういうものを、分かる範囲でいいのですけれども、どのように進めていくか、基本的な方向性をお願いいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それではまず、目指す形ということですが、鴻巣市が目指す姿は第6次総合振興計画の将来都市像、「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」でございますが、本市の特色

を生かした魅力あるまちづくりを進め、持続可能な都市を実現していきたいと思います。政策1の小学校の統廃合に向けた計画ということですが、小学校の適正規模、適正配置の考えにつきましては前期計画を引き継ぐものとなっております。今後、鴻巣市立小中学校適正配置等審議会、こちらでも議論していくこととなりますが、総合教育会議等で情報の共有をしっかりと図りながら、市全体で連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

(坂本) それでは、次に政策2、地域医療体制の充実、また高齢者福祉の推進ということで、地域医療体制の充実の中で、今まで市が求めてきた鴻巣市の総合病院の誘致について、これについてはなかなか、相手もあることで決まらないという中で、今後の鴻巣市の医療体制の方向性として、やっぱり総合病院中心に持っていくのか、それとも今あるそういう施設を活用しての方向性、2つあると思うのです。やっぱりそれをどちらをここに進めていくのか、今の考えでいいのですけれども、できればお聞かせいただきたい。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 総合病院の誘致につきましては、市民からのニーズも高く、必要性のほうは認識しているところでございますが、先ほど委員もおっしゃったとおり、様々な課題もあることから、今後は県や関係機関の動向なども注視し、慎重に検討していきたいと思えます。

(坂本) それでは、高齢者福祉の部分ですが、特別養護老人ホームが、最近になってまた鴻巣市内にもできるということが分かりました。今後、市としてはもっともここに増やしていく考えなのか、それとももうそろそろエリアごとにもう十分ですよというような形の方角を出していくのか、どちらかお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 詳細のちょっと数字等は答弁できないのですが、高齢化社会を迎えるに当たりまして、特別養護老人ホームの整備につきましては市民の要望が大変多くなっていることから、今後はそういった施設の整備も含めまして、高齢者福祉の推進を図

ってまいりたいと思います。

（坂本） それでは、次に政策3の循環型社会、脱炭素社会の形成というところで、鴻巣版の脱炭素社会というのはどういうことを描いているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 脱炭素社会、循環型社会につきましては、国でもグリーン、デジタルということで掲げておりますが、市としましては、やはりコウノトリの飼育を開始するという部分がございますので、豊かな自然環境を特色として、魅力あるまちづくりを進めていく、そういった部分で脱炭素などの環境施策全般の取組に注力していきたいと考えております。

（坂本） それでは、汚水処理の推進ということで、集落ございますけれども、いろいろ何か今回の資料の中にも下水道集落排水かな、の施設がかなり老朽化してきたと、これからやり替えるのは大変な事業かなと思っておりますけれども、そういう集落排水、本下水のような形でやるのと、合併浄化槽を使った処理の方法があると思うのです。今後鴻巣が本当に目指していく方向というのはどっちがいいのか、その辺の考え方、お聞かせ願います。

（市長政策室参事兼総合政策課長） 今現在公共下水道についてはもう100%に近い整備率となっておりますが、公共下水道にしても、農業集落排水にしても、施設の老朽化というものがかなり進んでおりまして、長寿命化等を図っておりますが、今後更新に当たっては、合併浄化槽への転換も検討しながら計画を立てていく、そういった形になるかと思えます。

（坂本） それでは、政策4の調和と魅力ある土地利用の推進ということで、この中で一番問題になるのは、町場の中では空き家対策が一番かなと思っております。今朝もテレビのほうでちょっとやっていたのですが、空き家対策で、やっぱり壊した場合に固定資産税が4倍にもなるという、そういう状況があるということでテレビでやっていたのです、たまたま。そういう中で、やはりその辺のことをきちんと整理していかないと、いつになっても片づかないと、整理できないということな

ので、市はこれからどういう方向に向かっていくのか、少しお聞かせ願いたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）人口減少、それから高齢化の進展により、全国的にも空き家に対しては問題となったり、また有効策も特にないという状況となっておりますけれども、本市におきましては、今後は関係機関や民間企業等と連携をしっかりと取りながら、後期基本計画において対策を示してまいりたいと思います。

（坂本）それでは、次に道路の整備ですけれども、町場の道路は草もそんなに生えていないし、そんな傷んでいるところもないような気がするのです。ところが、農村部の道路というのは、やっぱりU字溝も入っていない、路肩が結構砂利でやってあって、草も生えてくる、崩れやすいと、そういう状況なのです。だから、今後、費用対効果ということもあるかもしれないけれども、やっぱり市としては全体的な振興を進めてもらいたいと私は思っているのです。だから、町場はもちろんしなくてもいいのですけれども、農村部のほうも置いていかないように、しっかりそれは対策が打てるのかどうか、その辺を少し聞かせてください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）道路の整備につきまして、市民アンケートでも需要度が常に高くなっておりまして、市民生活に必要不可欠な要素と言えらると思います。道路の後、整備に、農村部の整備ということですが、こちらは私も整備箇所を選定の委員になっておりまして、委員会のほうも出ているのですけれども、今担当部署、道路課のほうでは、農村部、市街化区域、全域で対応していく。農道等につきましても、あまりにも状態がひどいものについては、しっかりと整備を進めていくということとしておりますので、全域で適切に対応してまいりたいと思います。

（坂本）次に、雨水対策の推進ですけれども、少し前の台風で元荒川は氾濫したけれども、そういうときの洪水対策というか。この間、元荒川に対しては、しゅんせつというのか、あれをやったり、護岸を幾らかかさ上げたようなこともあるのですけれども、今後もそれは続けていくのかどうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）元荒川、荒川になると思いますけれども、こちらについては県、国としっかりと連携を取りながら、要望等をしてまいりたいと思います。

（坂本）農業の振興についてですけれども、これからの農業の振興はどのように考えているのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらについては生産者の高齢化や後継者不足など、様々な課題がございますが、ほ場整備による農地集積などを進めまして、生産効率の向上を図っていきたいと考えております。

（坂本）最後にします。コミュニティー活動の推進ですけれども、今自治会が減ってきている状況だと。自治会の会員も減っているというような状況でございますが、こういうコミュニティーの形成について、さらに推進するにはどうしたらいいか、市の考え方をお願いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）総合政策課において、各地域で実施している地域懇談会では、やはり役員の負担、高齢化、それから会員の減少等が課題となっているというお話を伺っております。引き続きそういった懇談会などにより、自治会だけではなくて、広い地域で情報を共有しながら、地域で支え合いができる共助の仕組みづくりをしてまいりたいと思います。

（金子）何点か質問いたします。

今回のこの議案第71号ということで、人口減少、少子高齢化の対応するためということで、別紙にもありますけれども、第6次の鴻巣市総合振興計画基本構想ということで、平成29年策定されて、令和3年度は前期基本計画の中では最終年度ということで、後期に向けてということでいえば、変更点とか、この5年間やってみて、流れについて、そぐわないと言っはなんですけれども、変更する点があるということで、第4章についてこのような形で出されたわけでございますけれども、この変更する内容等につきまして、どうしてもこれ、変更ということでございますので、ポイント的なもの、また新たな構想ということでここに書かれているのかどうか、ちょっと確認いたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）基本構想の変更につきましては、昨

年度人口のところと、あと土地利用構想の部分の変更を審議会で審議ただいて、変更のほうをしましたが、その審議会において、こちらの政策展開の方向について見直しを行うべきかという部分も委員の皆さんから意見をいただきまして、その中で、このコロナの影響も含めて、時代が大きく変化する中で、対応したものにしていくべきだというような意見もいただきまして、今回後期基本計画と併せて、また審議会のほうを開催して審議をいただき、今回、今定例会で変更の議案として上げさせていただきます。

その中で、大きな変更点としましては、まずやっぱりコロナの部分で当然人口減少も加速するというので、人口減少、少子高齢化対策、しっかりと対応していくこと。それと、新型コロナウイルス感染症、また感染症全般、こちらに対する部分の記載が前期計画でございませんので、そちらについて明記をする。それと、今デジタル化のほうもかなり急激に進化しております。その部分においても、基本構想の政策展開の方向の部分で位置づけていきたいということで、今回見直しをさせていただきます。

（金子）分かりました。ちょっと第4章のこの図のほう、政策展開の方向ということで、1の政策の設定のこの図というか表でございますけれども、ちょっと今やはりこのコロナは昨年から猛威を振るって、これを収束させて、通常というか、今までどおりのような生活とか戻して、経済にしても何にしても、元に戻るの非常に長い年月がかかると思うのですけれども、この6つのこの表、図、図案なのですけれども、非常にバランスの取れたきれいなものだと思うのですけれども、この中で、コロナということを考えると、何か1と2とか、非常に大きくしてもいいのではないかとか、いろいろあるのですけれども、バランスというものを考えると、これのほう表としてはきれいだし、なるほどなと思うのですけれども、そういう点を総合政策のほうでも方向として、重点的なもの、ウエートのものも考えて、どういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら、政策6つに分けてあります

が、こちらの政策、どれが一番重点を置くとかではなくて、この6つがそれぞれが連携して、将来都市像を目指すこととしておりますので、しっかりと連携を図って計画的に展開するという事で、バランスよくこちらの図のほうは6つの政策、配置させてもらっております。

(金子) それでは、ちょっと参考ですけれども、この6つ以外ということを見ると、7つ目とか、8つ目とかというのは。これに全部集約されると思うのですけれども、何か鴻巣の特色としてあれば、政策として、お聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら第6次総合振興計画ということで、10年のスパンで基本構想のほうを設定させてもらっていますので、今回の後期基本計画に向けては、同じ6つの政策ということで展開の方向をつくらせていただいて、また7次の策定の際にいろいろと検討のほうはさせていただきたいと思えます。

(金子) 分かりました。そうしますと、今度のこの変更で、後期の5年間については、極端なものがなければ変更とかはされないような方向で進められるのかお聞きいたします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほども申し上げたとおり、少子高齢化への対応、それから感染症への対応、そういった部分については、現在の6つの政策の中にしっかりと組み込んでいく形で前期計画から引き継いで、後期計画のほうは策定していきたいと思えます。

(金子) それでは、政策の5と2、ちょっと見ていきますけれども、というのも、まとめとして考えると、政策の1から6まで、非常にキーポイントとなるものがあるかと思うのですけれども、それはここの文章の中に含まれているかなと思うのですけれども、そうしますと、政策1というと、簡単に言うと、子育て、教育、文化の関する政策の中で、やはり生きる力とか、このかぎ括弧、こういうところが重要かなと思うのですけれども、この重要なところということで、ちょっとお示しいただければありがたいのですけれども、政策ごとに。お願いします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、政策ごとということですが、人口減少、少子高齢化への一層の対策ということで、政策1

に子育て、教育に関する施策を設定しまして、子育て世代の転入を促進するということで設定させてもらっております。それと、新型コロナウイルスの感染症への、大規模自然災害も含めまして、対応ということで、政策2と3においては、新型コロナウイルスの感染症という部分を政策の背景、課題に明記しております。それと、政策4については、花と緑の部分で、身近な緑、コウノトリが舞う豊かな自然環境、それから四季折々の花や緑ということで、花と緑に関する部分を入れさせてもらっております。

あと、SDGsの視点ということで、政策3においては循環型社会、脱炭素社会の形成、それから政策6においては人権尊重の推進ということで、共通施策という部分で人権の尊重の位置づけをさせてもらっております。

以上でございます。

(竹田) 1点目ですが、政策設定の番号の変更について、先ほど金子委員からバランスを考えてというお答えがありました。ということは、バランスを考えたら、1は1でよかったはずなのに、あえて1に子育てのものを持ってきた理由は何でしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 先ほどの金子委員の答弁につきまして、大きさを変える変えないの部分で、同じ大きさで6つの政策がしっかりと連携するということで、そのまま変えずにという答弁をさせていただきました。政策1に子育て、教育の部分を持っていったことに関しては、新たな政策として設定をしておりますので、政策1ということで目立つように政策1に展開をしたものでございます。

(竹田) ということは、政策1に持ってきたということは、子育て、少子高齢化の流れを受けて1に位置づけたということの解釈でよろしいですね。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 子育て、教育の部分は、今後においても大きな課題、難しい課題で、困難な課題でございますので、政策1ということで取り組んでいく形で設定をさせてもらっております。

(竹田) 今、一番は、激甚災害とかコロナ、かつ気候変動、気候危機と

まで言われていますので、南極の氷が溶けたり、グリーンランドの氷が溶けたりということでは、予想できない気候変動が一層起きるだろうというふうに言われている中で、子どもを育てるに当たって、なので一番先に安全安心でなければ、子どもを産み育てることができないというふうに私は考えるわけです。そういう点からいうと、前の1、2はちゃんと安全安心を位置づけたにもかかわらず、なぜ子育てを1に位置づけたのか。前提は命ですよ。命があってこそ、子育ても安心できるわけで、その点でのこの方策の展開というのは、本来の前期計画とは全く違う展開をしてきたという解釈でよろしいですね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、政策の順番により有意性があるとか、そういった意図はございません。前期をまず引き継ぐのを前提として、順番のほうは引き継いでいきたいと思っておりますので、ただ政策1については、やはり人口減少が加速する中で、新たに大きく変わる部分でございますので、そういったものを示すために政策1に位置づけてあるだけでありまして、政策3に安心安全を移動したからといって、そちらを緩めるとか、そういった部分ではなくて、あくまでも全体で、全体の6つの政策、こちらを総合的に進めて、将来都市像を目指していくという形になります。

（竹田）ここは見解が違いますので、あれですけれども、では政策1の未来をひらく人材を育てという表現にしたのはなぜですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）未来を開くということでございますが、こちらは学力、人間性、健康、体力、こういったものを兼ね備えた、生きる力を育む必要が、子どもたちにですね、育む必要があるということで、未来をひらく人材を育てという部分で表現をさせてもらっております。

（竹田）国語辞典では、人材とはどういうことかということで、能力があるということですよ。能力がある、社会の役に立つというふうに国語辞典では表現されているのです。だから、国語辞典以外の表現を私はすべきではないというふうに思います。だから、逆に言えば、これは未来を開く、役に立つ、能力のある人材を育てるという解釈になると私は

受け止めますが、どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市として次代を担う子どもたちが、将来に夢や希望を抱きながら成長できる環境づくりは進めていかなければならないと考えております。その中で、よく人材については、やはり調べると才能があるとか有能な人物という意味合いでございますけれども、やっぱり将来に夢や希望という部分で、社会に出て活躍できる、そういった部分を目標とできる、そういった子どもたちに対して環境づくりをつくっていきたいということで、こちらの人材という言葉を使わせてもらっております。

（竹田）その人材と併せて、生きる力を身につけさせるという表現がしてあります。身につけさせるということはどういうことですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市として学校や家庭、地域と連携しながら、子どもたち一人一人が生きる力を育めるような環境や仕組みをつくらなければならない、そういったことを行政側から見て表現をしたことで、子どもたちに生きる力を身につけさせるという形で示させてもらっております。

（竹田）これは、SDGsの全然考え方と違います。身につけさせるなんて、子どもの自ら持っているエネルギーをどう引き出すかが行政の役割であって、身につけさせるとか人材という言葉は、そもそも私は上から目線だと思います。SDGsは、一人一人の人権を大事にするということですから。ここの表現の中には、危機感を持っている、そういう中で人材、豊かな未来を担う人材、身につけさせるなんて、私はこれこそまさに行政の側からということですから、行政の側はこういう考え方だということをご自身から告白したものだと思っております。受け止めますが、どうでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、何かさせるという表現になっているので、命令とかそういうことではなくて、子どもたちがという文章であれば、身につけるという形になるのですけれども、行政側が子どもたちに対してということで、させるという表現になっております。

(竹田) これは見解の相違ですけれども、一人一人の育ちを応援するならいいのです。育ち。育つ力を持っているわけですから。そういう点からいうと、行政がこういう表現を私はすべきではないということを申し上げておきます。

政策の2の中で、以前のところには全ての人々がという表現がありましたが、今回は「全て」が削除されました。それは何ゆえでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら全ての人がという部分が、市民がという形に変更のほうをさせてもらっておりますけれども、全ての人ということだと、ほかに政策の6とか等に、全ての人ということは、市への、通勤者、来訪者も含む意図から全ての人という文言を使っているところもございますので、市民ということで、こちらは意味としては市民全てを指すものに変更はないものでございますので、ここはより分かりやすく表現を改めたものでございます。

(竹田) 政策の2ですけれども、先ほど地域医療体制の充実について、他の委員も質問をしました。市民ニーズが必要であるという認識はあると、課題があるということでした。課題とは何だと受け止めていますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 総合病院の誘致というハード的な部分では、かなりやっぱり相手方もあるということで、先ほど坂本委員からもありましたけれども、なかなか市側だけで進められる部分ではございませんので、課題があるという形で捉えております。

(委員長) 竹田委員、もう過ぎているのです。これを最後にしてください。

(竹田) 政策の6です。情報公開と市民参加についてと。情報を共有していきたいというお答えでした。情報共有するということは、情報発信をよりたくさんすることが前提ですよね。だけど、鴻巣は資料を回収してみたり、それからホームページに載せる部分が非常に少ないと。要綱や規約などは載せていません。そういうことがありますので、情報公開という、共有するためには今後の対策としてどのようなことを考えているか、お答えください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 行政の透明性、公平性を確保するた

めの情報公開、市民参加につきましては、前期計画に引き続きまして適切に取り組んでまいりたいと思います。

（中野）それでは、議案第71号ですが、時間もないので端的にお聞きしますが、今回前期がもう今年度、令和3年もあれなのですけれども、令和4年度から後期に入るのだけれども、まず最初に前期で掲げた基本構想に基づくその後の実施計画によって、どれだけ実現ができ得たのかについて話をお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）毎年こちらの施策基本事業の進捗状況につきましては、まちづくり報告書として作成して公開をしております。現在令和2年度分のまちづくり報告書につきましては作成中でございますが、昨年公開しました令和元年度分の報告書におきましては、施策や基本事業の達成度をはかる270の成果指標のうち、平成27年度、この前期基本計画の策定した基準値に対しまして、改善したものは全体の64.4%に当たる174指標となっており、一定の成果は出ているものと認識しております。

（中野）それでは次の質問に行くわけですが、まずそうした前期の基本構想に掲げたものの検証というものをした上で、後期のほうに行くというのが普通だと思うのです。特にこの中で、将来人口というのが政策の図の中にあります。将来都市像と将来人口。これ人口について、今出生率が1.06というのがございましたけれども、これを1.6にするという点では、1.6にするための具体的なものが必要だと思うのです。この方法は2つ、自然増、社会増ということによって増やしていくわけですが、この市として自然増というものに重きを置くのか、あるいは社会増というものに重きを置くのかによって政策は違ってくるのです。その辺をどのように考えているのかという、そういう具体的なことについてお聞きしたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それでは、お答えいたします。自然増につきましては、やはりかなり合計特殊出生率低くなっておりまして、なかなか子どもを産むという部分では難しい部分がございますが、結婚支援等、そちらも政策1に位置づけて、今後しっかりと展開してい

きたいと思います。鴻巣市の強みというか、今現在分析をいたしますと、社会増が6年続けております。その中で、そういった部分の強みもございいます。平成22年から26年の社会増減につきましては、平均して200人転出超過でございましたので、そういった部分では、こういった強みを生かしていくということも考えていかなければならない。そのために鴻巣の特色ある部分、自然が豊かである部分、花や緑の部分、コウノトリも飼います、そういった部分を今後しっかりとPRをしていく形で定住人口の増加を図っていききたいと思います。

（中野）私は、自然増、社会増の中で、社会増に重点を置くのであれば、もっと特色あるものにしていかなくてはいけない。自然増もそうですが、例えば学校給食費の無料なんていうのは、これ非常に自然増、あるいは社会増についても転入が増えてくるという、こういうことで、だから近隣の市町やっているようなことをまねていたのでは、私はこれは無理だと思う。そういう点で、特色のあるものについて、やっぱり基本構想でうたっている以上、実施計画の中で具体的にしていかないと、やっぱり人口増は実現できないというふうに思っておりますが、その辺執行部として、今日は教育委員会いませんが、給食の無料化なんかも含めて、非常に人口を増やすために、特色のあるまちづくりをしていくことが必要かと思いますが、その辺どうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）特色についてですけれども、給食費につきましては、教育委員会のほうと、またそのほかの部分も含めて、今回政策1で子育てと連携していくという形になっておりますので、子育て、教育の部署と今後しっかりと後期策定に向けて検討を進めていきたいと思います。

また、特色につきましては、以前県央地域の取組として、この県央のPRを東京都内、県南地域にしたところ、その後のアンケートでは、やはり緑が自然が豊かで子育てがしやすいというふうな意見を多くいただいておりますので、やはり鴻巣の特色というのは花とか緑、そういった部分が都市部に比べて、東京に近い部分に比べて特色であると考えておりますので、そういった部分をしっかりとPRしていきたいと思います。

(中野) 次に、土地利用構想についてもきちっと明記されていますが、例えば北新宿の土地区画整理だとか、あるいは川里の土地区画整理ということが現在進んでいます。私はやっぱり土地利用構想の中で、農業政策とのやっぱり整合性がありますけれども、やはり土地利用区分について、言わば農業部分について、土地について、言わば土地区画整理なんかもこれから増やしていくことによって、やっぱり住みよい住宅環境というものを整備していくのも一つさっき言った人口増にもつながってくるわけ。ですから、そういう点では、土地利用について、ここに書いてあるとおり、土地利用構想についてももう少し住宅が張りつけるようなことをすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 土地利用構想につきましては、昨年度変更のほうをさせていただきましたけれども、この今回の議案の政策4の部分にも、政策の目指す姿ということで記載のほうをさせてもらっておりますが、上尾道路の整備、それから北新宿の区画整理事業、今現在進めているところですので、そういった上尾道路という部分を生かす、それから北新宿については今現在かなり人口も増えております。進捗を図るということで、鴻巣市のポテンシャルを生かしながら、都市機能のほう、快適なまちづくり、目指していきたいと思っております。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 反対の立場から討論いたします。

私たちが生きていく上で、何より命あってのことです。今回の総合振興計画の変更は、前期では1に安全安心が書かれていました。これは、先ほどの答弁では、バランスを考えて、全体にということで、番号は違わないというふうな表現ではありましたが、あえて前期と後期を変えたということは、そこに何らかの意味があるというふうに私は受け止めます。ですから、人が営む上で、命が何より一番です。それをやはり位置づけるべきであるということと、それから豊かな未来をつくる人材、人材という言葉を使っている今の社会通念上は、会社とか企業活動を営

むところでは使っています。ですから、そういう点でいうと、今のSDGsではないですけども、人権を大事にするということでは、社会に役に立つ能力があるというふうな、こういう表現の仕方は、私は子どもたちの一人一人の育ちを大事にするということでは問題がある。ましてや、生きる力を身につけさせるなどという表現は、行政の側だといいますが、行政の側が身につけさせるなどという言葉そのものを使うということは、私は子どもたちに対して、未来を担う子どもたちに対して随分と失礼な表現だと私は受け止めています。そういう点からいうと、この政策をつくったのは、日本能率協会だと伺いました。日本能率協会のこの運営方針を見ると、やはり新自由主義的な発想の下で様々な事業の展開がされていることが分かりました。本来行政は、効率や能率ではかるべきではありません。人の営みを大事にするという視点が私には感じられませんでしたので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第72号 鴻巣市にぎわい交流館条例について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第72号 鴻巣市にぎわい交流館条例の制定についてご説明いたします。議案資料、こちら10ページとなりますが、こちらに基づきご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。まず、施設設置の目的でございますが、条例の第1条、設置にもありますとおり、地域の農産物や観光資源などを活用した商品の開発や提供、情報発信を通じて、産業の振興及び人々の交流の促進を図ることにより、地域のにぎわいを創出し、本市の魅力あるまちづくりを推進するため設置するものでございます。

次に、施設概要ですが、名称につきましては、鴻巣市にぎわい交流館でございます。住所については、鴻巣市中央1番32号、現在工事中の市役所入り口の埼信ローンセンター跡となります。敷地面積521.59平方メートル、延べ床面積336.12平方メートル、1階部分が194.35平方メートル、2階部分が141.77平方メートルの鉄骨造二階建てとなっております。

次に、施設の用途でございますが、1階にはキッズスペースや授乳室を備え、地域食材を使用したメニューの提供や、市の観光情報、食と健康に関する情報等を発信するカフェを、2階にはメニュー、特産品の開発等を行う食品加工室、及び会議や研修会等で使用でき、専用の利用がないときはワーキングスペースとして共用利用が可能な多目的室を設置するものでございます。なお、施設の管理運営につきましては、第10条に指定管理者に行わせることができるとありますが、指定管理者による管理を予定しております。

次に、条例の施行日、こちらは施設のオープンと同様となりますが、令和4年4月1日を予定しております。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、本定例会で条例について承認いただきましたら、指定管理者の選定、施設の愛称募集を行いまして、施設改修工事完了後に備品購入等、準備を進めてまいりたいと考えております。

鴻巣市にぎわい交流館条例の制定につきましての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 質疑ではありませんが、委員長宛てに、お諮りいただきたく、資料請求を出させていただきました。というのは、この参考資料として出していただいたものは、前回イメージ図としてお示しいただいております。前はカラーだったのですけれども、今回白黒ですけれども、この2階の例えば1,000円の利用料、使う部屋はどのくらいの配置になっているかというのも含めて、1階と2階の配置図を出していただければ、審議するのに分かりやすいかなというふうに思いますので、私の要求した資料請求についてお諮りをいただきたいと思います。

(委員長) 市長政策室参事兼総合政策課長、取れますか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 配置図ということですが、こちら入札情報で公開している平面図、1階と2階であれば、縮小した形になりますが、お出しすることができますので、準備して、午後お渡ししたいと思います。

(委員長) それでよろしいですか。

(竹田) 本当は、審議するのにあると、平面図の1枚くらいで結構ですので、出していただくと、審議するのにいいかなというふうに思いますので、委員長、すみません、午後ではなくて、時間を取っていただいて、お諮りいただければ幸いです。

(委員長) 今の資料請求でよろしいでしょうか。皆さんにお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) では、そのようにしていただきたいと思います。それでは、質疑を進めてください。

(何事か声あり)

(委員長) 今の資料請求なのです。午後ですよ。

(何事か声あり)

(委員長) 今用意できるのですか。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時26分)



(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹田委員、質問を続けてください。今から10分としますので、よろしくお願ひします。

(竹田) すみません。分かりました。にぎわい交流館条例で、1階、2階の配置図で設計上のあれなのですけれども、出していただきました。それで、例えばエレベーターは左側にあるのですよね。そういうことも含めて、ちょっと全体の、この図で分かりやすくご説明ください。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、1枚目が1階となります。図面の右側が市役所側、左側が免許センターの通りという形になりまして、入り口となります。入り口部分のところにちょっと色が塗ってあるのですけれども、エレベーターを増築するような形になります。中入っていただいて、上側が客席になりまして、下に厨房があります。奥には多目的のトイレ、それからキッズコーナーや授乳室が設置となっております。

2枚目が2階となります。2階も右側が同じように市役所側、左側が免許センター通りになりまして、エレベーターがあつて、エレベーター上がったところが、こちらが多目的室になります。右側に向かって、廊下で右側に向かっていただきますと、上側に、屋上の隣、ここは部屋がないのです。屋上の隣に食品加工室、こちらが食品加工室になります。それと、さらに奥には倉庫と、またトイレになっております。

以上でございます。

(竹田) 配置図でお尋ねをしますが、エレベーターから上がったなら多目的室で、利用料金というか、取る部屋ですけれども、これは2階に上がった人は全て多目的室を通らなければ、例えば行けない構造になってい

るのか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長)こちら多目的室だけの予約であれば、そのまま広く使うことができます。また、そのほか食品加工室がほかの団体が使うということであれば、こちらパーティションでこの多目的室を区切る形を取っておりますので、パーティションで区切って奥に向かっていただくようなつくりになっております。

(竹田) ということは、利用料金は多目的室全体の使用する利用料金ですけれども、エレベーターを使わなければならない、例えば車椅子の人が来るということは予測できないわけですよ。ということは、常にこの多目的室はパーティションで仕切っておかなければ、車椅子の人は通れないということになるのではないのでしょうか、確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長)多目的室、食品加工室、両方の利用がございましたら、仕切るような形を取る形になります。

(竹田) 私が言っているのは、車椅子の人というのはいつ来るか分からないのです。予測できる状況ではないです。だって、それぞれ人の意識というのは違うわけだから。そうしたときに、ここのところは最初から区切って、誰でもが通れるような構造にしておいたほうがいいのではないですかということを申し上げているのです。通ってはいけませんということを制限できるわけではないですから、足が悪い人も多目的室を利用する場合もある。そうしたときに、このパーティションで仕切るのがあるのだったら、最初からちゃんと多目的室の面積を決めて、それにふさわしい1,000円の利用料金を取るか、1,500円の利用料金を取るというほうが、誰でもが参加できる構造になっていくのではないですかということを申し上げています。

(市長政策室参事兼総合政策課長)まず、施設のほうは、こちら予約制としますので、予約の状況に応じて、可動式になっておりますので、広く使えるときは外して広く使っていただく、そういった形を取っていきたいと思います。

(竹田) でも、誰でもが公平に参加できるということであるならば、例えばエレベーターの位置をもう少し変えて、例えば誰でもが2階に気楽

に行けるとか、そういうふうなことができなかったのかどうか、設計上、ちょっと伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）誰でもが利用できるような形で今回エレベーター、それからパーティションで区切る、通路をつくるような形を取っておりますが、あくまでも予約制ですので、本当に多目的室だけの利用であれば、仕切らずに広く使うこともできるように考えて、設計のほうは組んでおります。

（竹田）あとは、パーティションで仕切るということで、この調理室というのですか、それを使う場合はパーティションで仕切るわけだから、利用料金には影響が出ないのか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）利用料金のほうは区別をしておりません。

（竹田）分かりました。ということは、同じ利用料金取るけれども、パーティションで仕切って、この調理室のほうに行っていただく人が発生した場合は、予約ですから、仕切っておかなければいけないということを考えれば、多目的室を利用している人たちにとれば不公平感が私は生じるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）利用の方法としましては、区切る、仕切る場合というのも多くあるとは思いますが、両方同時に利用ということも想定しております。講習をやりながら、料理教室実際に実習を試みるとかございますので、同じ団体が両方を使う場合等は、この仕切りは取ったままでできると思っていますので、使えるときは広く使っていただくということを想定しております。

（竹田）ということは、利用料の還付とか、あるいは減免制度がありますが、パーティションで仕切る場合は減免をするのか、あとは還付するのかそういうのとの関係でお尋ねします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでパーティションで仕切る形でおおむね12名程度、席はできます。そういった形で設定しておりますので、広く使うこともできるという考えでおりますので、料金のほうの減免等は現在のところは考えておりません。

(竹田) では、最後の質問します。周辺の店舗、中山道の店舗への影響について説明をされてきているのか、今後の例えばおいしいもの、料理を作るとすれば、喫茶店兼ケーキ屋さんがあったりとか、飲食店もあります。そこら辺の影響についてはどのように加味されているか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、周辺につきましては、今幾つかの店舗ございますが、このにぎわい創出、にぎわい交流館の設置によって、さらに連携等しながら、このエリアの飲食業というものを活性化していきたいと思っています。中山道につましても、距離はありますけれども、ここ、にぎわい交流館を拠点として、そちら中山道方面まで連携というものも、将来的には広げていきたいというふうに考えております。

(竹田) それは市の考えであって、例えば映画館ができたときに、シャワー効果があると、来場者が増えるから中山道も活性化しますという説明だったのですけれども、シャワー効果なんか全然なかったというのが中山道側の皆さんの実態の意見です。そうしたことを考えたときに、さらに連携していくということは、ここを通る人たちのパイは全体に同じですから、パイが同じだったら、連携取れるどころか、飲食店でやるということですから、減ってしまうという懸念というのはないのかどうか説明されていますか、このことを。まず、ちょっと確認します。市営の飲食店を営むと、運営は指定管理だという認識でよいかどうか確認します。

(委員長) 竹田委員、もう10分過ぎています。これ最後の質問にしたいだけだと思います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) まず、運営については指定管理を予定しております。周辺のお店、中山道のお店等にこの飲食店の関連の話をしたかということですが、現在話のほうはしておりません。

(竹田) 答弁漏れ。指定管理で運営すると。私は、市営の行う飲食店でよいかということを確認しますと。指定管理でやりますと。その点だけ。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら市の施設として現在整備を、国の交付金をもらいながら整備を進めておりますので、市の施設として

指定管理者による運営をしていくという形になります。

(竹田) 市営の飲食店という受け止めでよいですかって私聞いているのです。

(市長政策室参事兼総合政策課長) カフェの部分も含めて、市の施設として指定管理者による運営を行っていきたいと思います。

(竹田) 私は、市営の飲食店だという認識でよいか確認しますと申し上げたのです。管理は指定管理者ですということでもいいですねと確認した。市営の飲食店でよいという確認をしますと聞いていますので、それにお答えください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時47分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちらのにぎわい交流館ですが、カフェを備えたにぎわいを創出する施設として市のほうで設置を行うものでございまして、飲食店を行うものではございません。花久の里と同じように施設を市のほうで設置をして、指定管理者で管理運営を行っていくという形になります。

(金子) 議案第72号ですけれども、ちょっと確認ですけれども、これ昨年か一昨年、この建物と土地を取得されたと思うのですけれども、取得金額というのは幾らでしたですか。建物だけ、土地だけ、両方一緒でしたすよね。ちょっと確認したいのですけれども。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 建物、家屋と用地の購入ということで令和元年の9月の補正予算で承認をいただきまして、用地購入費が3,400万円、家屋の購入費が800万円、合計4,200万円の金額で令和元年の11月29日に売買契約のほうを締結しております。

(金子) 分かりました。そうしますと、この近辺ということで考えると、土地が3,400万ということで地価評価額とかありますね。それに見合った

ような額ということでよろしいのかどうか、ちょっと確認いたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらは、資産管理課のほうで不動産鑑定評価のほうを行いまして、しっかりと算定をした上で、この金額のほうを決めて補正のほうで予算のほうの承認をいただいております。

（金子）そうしますと、建物のほうも、あの建物ですけれども、30年以上たっていますね。そういうふうな評価額ということが出るのか出ないのか分からないのですけれども、建物もそれに見合った鑑定していただいて、これが順当でないかということで金額を提示されたということでよろしいでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら平成3年10月に竣工ということで、築29年になりますけれども、おっしゃるとおりに算定のほうは建物もしっかりとこの状況を見て行っております。

（金子）分かりました。言ってみれば、評価額というか、鑑定とか入れないと、これ信用金庫から借りたわけですから、あまり低い額で購入されると、またちょっと何でだということにもなりますし、また高いと、高過ぎると、それもまた何でだということで疑惑を持たれますので、いろんなそういうふうな関係がありましたので、ちょっと確認ということでいたしました。

これについては仮称ではなくて、もう正式名称ということで、にぎわい交流館ということで、例えばサブネームというか、何かそういうようなものも考えていらっしゃるのかどうかお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちら施設の正式名称ということで、鴻巣市にぎわい交流館という形にします。そのほかという部分では、愛称のほうを今後募集かけまして、決めて広く周知していきたいと思えます。

（金子）というのは、何かこの設置目的で見ますと、こういうふうな第1条として書いてございますけれども、その中でにぎわいを創出ということで、人々の交流の促進を図ることにより地域のにぎわいということになっていますから、そうしますとこれ何か単純にこの建物というのはある団体に貸して、この食材とか商品の開発とか、それをしていただい

て、それを例えば免許センターに来た人たちがそこに寄って、ではそれを試食とか、そこで語らうとか、そういうふうなことというのは何か人々の交流の促進ということで考えると、それもそういうふうな立ち寄り場ということで、そういうふうな目的とか役割も果たされているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）当然免許センター、鴻巣市しかございません、埼玉県内で。連日多くの方が通行しておりますので、そういった方に対する情報発信等もしながら、お店のほうに立ち寄っていただく。せせらぎ公園も多くの子育て世代等の利用もございますので、そういった方もターゲットにしながらお店のほうに足を運んでもらうような形を今後しっかりと行っていきたいと思います。

（金子）そうしますと、語らいの場ということで、先ほどお話の中でもカフェですか、カフェのほうのところもあるということは、これ販売ということでございますので、それを立ち寄ってもらって飲んで、こういうところだということで見学してもらうとか。それとあと調理とかしてあるのは、例えば一般の人に提供するとか、そういうふうなことが可能ということで考えてよろしいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）カフェですので、施設もきれいに今整備しております。備品も購入しますので、本当に居心地のよい空間というものでくつろいでいただく。その中で当然鴻巣市のPR等も行っていきたいと思います。

（金子）これは、利用料金の減免の関係でございますけれども、これは減免しますと、利用料金を減額し、または免除することができますということでございますよね。そうしますと、その上のところの第12条ですか、この利用料金ということで考えると、3番のところで、項目としての利用料金は指定管理者の収入とすると。収入が入らないという形にも単純になるかと思うのですけれども、極端に言えば、月の3分の1ぐらいが減免になってしまったということになると、これ利用料金が指定管理者の収入にならないということに単純になると、経営圧迫にもなるのかなと思うのですけれども、そういう点はどういうふうなお考えなのか

などと思ひまして、ちょっとお聞きいたします。

（市長政策室副室長）利用料金の減免につきましては、規則でこれから制定をする予定なのですけれども、これらにつきましては公民館ですとかコミュニティセンター、こういったところと同様の考え方を持っておりまして、公共的な利用、公益的な利用というところで限りますので、あくまで市が使う場合であったり、こういったところが他の公共施設、コミュニティセンターも今指定管理で行っておりますけれども、こういったものと同様の考え方の中で減免を行っていくというような考え方でございます。

以上でございます。

（金子）そうしますと、極端に私が言った利用者の中での収入が3分の1ぐらいが減免になってしまったということはあまり考えなくてよろしいかということで、それにつながるような感じなのでしょうか。

（市長政策室副室長）はい。公共的利用ですので、指定管理者の収入の部分を圧迫するような利用はあまり想定はしていないと。一般の利用を促進していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（金子）それでは最後に、このにぎわい交流館の使用率というか、利用率というか、毎日にぎわってもらって、いろんなものを作ったり研究していただければいいのですけれども、ずっとこの建物も長期的にあるのでしょうか、経営もされると思うのですけれども、そうしますと長期的な課題ということで、もしお示しがしていただければ、どのぐらいの、利用率にしましょうか。使用率とか、そういうものはどういうふうな形で算定されているのかお聞きいたします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在もうその利用率というか、利用者数も含めて指定管理料の算定ということで今行っている段階でございますが、カフェ部分、それから貸し館部分合わせて1日30名程度は来館してもらいたいという、そういった見込みのほうは持っております。

（田中）それでは、まず地域食材を活用した商品開発というののカフェに出すメニュー等の関連についてなのですけれども、どのようなものを

考えているのかお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）メニューにつきましては、現在、女子栄養大学、日本薬科大学の学生と運営準備パートナーと市のほうで、学生のほうが考案したメニューについて今検討をしているところでございます。こちらは、鴻巣産の米粉を使用したベーグルサンドとかサラダ等を一つのプレートとして、鴻巣産の食材をできる限り使用しまして商品のほうの開発を進めているところでございます。

以上です。

（田中）女子栄養大学、また日本薬科大学の生徒さんとかという話なのですけれども、地元でない方々がこの鴻巣市の地場産業、または地域食材というのをどの程度理解しているのかということなのですけれども、それもお聞きしたいのですけれども。

（市長政策室参事兼総合政策課長）鴻巣の状況については、事前に鴻巣産の代表的な食材、こうのとりの伝説米、それから各種の野菜、果物等は両大学のメニューを考案する段階で示しております。あと花のまちこうのすということでエディブルフラワーも活用しておりますので、地場産業、鴻巣の地域食材についての理解というものはしていただいていると認識しております。

（田中）それでは、次の地域にぎわいの創出というのがありますが、この地域交流というところなのですけれども、対象の人々というのは大体おおよそは先ほどはちょっと一言出てきたと思うのですけれども、隣の公園へ来た人をというのがありました。あと免許センターへ来た人、そしてまた陸上競技場、当然鴻巣市役所に来た方々というのもあると思うのですけれども、その辺の人々を対象ということで理解してよろしいのでしょうか。そのほかに何かあるのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）おっしゃるとおり、市役所、免許センター、クレアこうのす、総合体育館や陸上競技場、公共施設が集積していることから、当然市民もそうですし、市外からの来訪者などを想定しております。なお、施設につきましてはエレベーターや多目的トイレ等バリアフリー化しておりますので、どなたでも利用しやすい空間とし

ております。

（田中）次に、売上げ等の予測なのですが、これも当然指定管理料を決めるに当たり、採算ベースとかいうのも考えられると思うのですが、それをどの程度見越しているのかお聞きします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）収支予測につきましては、指定管理料の積算の中で現在試算を行っているところでございます。試算に当たりましては、現在飲食を提供している花久の里、それから物販を行っているひなの里の状況を参考に行っております。

以上です。

（坂本）それでは、私前にこの政策総務常任委員会の中でこの交流館について、どのくらい人数が入れるのかということで一度聞いたのです。そして、そのときお答えいただかなかったので、改めてこのカフェの部分は何人くらい入れるのかと、それと多目的室と加工室のほうはそれぞれどのくらい的人数が入れるのかということをもまず最初に聞きます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）それではまず、1階のカフェの部分でございますが、座席数につきましては最大で35席程度を想定しております。また、2階の食品加工室は、利用人数については4人から5人を想定しております。多目的室につきましては、座席数は12となりますが、椅子のみの利用であれば、最大で30人程度は利用できると想定しております。

以上でございます。

（坂本）それでは続いて、最初に戻るのですが、地域食材の活用についてということで、先ほどこうのとり伝説米、それだとかエディブルフラワーということで、あるよということだったので、それらの協議を学校、栄養大学とかそっちで何か協議が始まっているような話ですが、どの程度進んでいるのか、それについてちょっと。

（市長政策室参事兼総合政策課長）食材の調達に関しましては、農政課を通じて今後JAをはじめとする生産者団体と調整をしていきたいと思っております。エディブルフラワーの生産者につきましては、現在の運営準備パートナーと現地のほうの視察を行いまして、意見交換等を行っ

ているところでございます。

（坂本）分かりました。

続いて、先ほどの説明の中で、ここで商品開発をするということがあったと思うのです。ここで地域の食材を生かして、珍しいそういうブランド化を目指していくのかなと思うのだけれども、そうした場合、1つの商品が開発されたという場合、できたとしたら、それは多分誰でもやれるのではなく、特許料ではないけれども、要するにその許可がなければここはできないような、そういうものまでも目指しているのかどうか。

（市長政策室副室長）そもそものカフェの目的が地域食材の普及というところも含めておりますので、逆にそのレシピ、そういったものについては、広くもしご使用いただける飲食店等があれば、そういったものを提供できるような形で広めていきたいと逆に考えております。

以上でございます。

（坂本）次。先ほどのあれを見て竹田委員のほうから多目的室と加工室の関係をやっていただけだけれども、これ図面見ると、エレベーターから上がって多目的室を通していかないと加工室というのは行けないのだよね。そうだね。だとすると、多目的室を全部を使っているという、そういう借りた人がいたとすると、その場合はもう加工室のほうが使えないということになってしまうのだね。貸さないということだね、出入りできないのだから。その辺はどうなの。

（市長政策室参事兼総合政策課長）食品加工室の利用がある場合については、こちらの可動式のもので通路をつくった形で多目的室を利用させていただく。先ほど申し上げたとおり、両方を活用しながら、こちらの利用がある場合は広くして利用をしていただくようなことを想定しております。

（坂本）加工室だけを使いたいというだけだったら、自由に入出入りできるよと。でも、多目的室が先にそこを借りられてしまった場合、予約が入ってしまった場合には加工室は貸せないよね。実際には例えば多目的室を何人でもそこ全部を使っているということになれば、そこを邪魔して通ることになってしまうのだ。それは、どういう対応をするのかな。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 今お配りした2階の図面を御覧いただくと、点線で通路が仕切られていると思うのですが、備品、座席等は仕切った形であくまでも想定したものを配置したいと思っておりますので、仕切った形で利用いただく中で、先ほど申し上げたとおり、両方使う場合は広く使うこともできるという形を取っていきたいと思いません。

(坂本) 先ほどの説明で多目的室は最大30人まで入れるよと、その辺までの人数は収容できるよと、椅子だけでやれば会議なんかでもそういう会議ができるよということになると、ではその多目的室全体を使っていたという、そういう借りた場合には、30人もし入っていたとすれば、人がいる中を分けて入っていくということになるのではないのか、これ。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 30人程度、それから座席のほうの12名というものは仕切った状態でカウントのほうをさせていただいておりますので、あくまでも広げて使うこともできるというような考えでおります。

(坂本) ということは、多目的室の真ん中に通路があるということだよ、今。通るということだよ。エレベーターから上がって多目的室があって、その真ん中を通路として使うよという説明だったと思う。だから、加工室は使わないけれども、多目的室のほうは大人数で使うということになれば、真ん中へテーブルなり置くか、どっちな傾いてやるか、コの字型になるか分からないけれども、そういう大人数が入れるような状況になったときには、その真ん中を通過して次の加工室へ行くということはできないと思うのだ。ほかの団体が使っている中を堂々と通っていくということはできない。ということは、加工室はもうそのときは貸せないということになるよね。そうではない。貸すの、それでも。これよく分からない、そこは。

(市長政策室副室長) 委員ご指摘のとおり、多目的室の端を通過して食品加工室へ行くような構造になっております。先ほど課長のほうが答弁申し上げましたとおり、基本的には、最大は別ですけれども、通常の配置

は廊下部分についてはパーティションを区切って通路として、ですが空間の有効的活用も含めてそこを広げて使うこともできるというところですので、まずご利用いただくときにそういった場合もあるということをご理解をいただいた上で貸出し等も進めていきたいというふうに考えております。

(坂本)最初から加工室使う人がいるよという予定が入っていますよと、だからこっちは突っ切られますよと、間通りますからと言われているのなら、それでもいいかもしれない。多目的室、その全部を使って会議やりたいよというようなときに、では奥が入ってしまったから、詰めてください、そういう使い方はちょっと変ではないかなと思うのだけれども。だから、この考えでいくと、加工室を使うということになると、多目的室は全体的にはもう使えないよということになってしまうわけだ。そういう制限がかかる。費用は、大きく使おうが小さく使おうが同じだと思うのだ、借り賃は。大きく使いたかった人が使えなくなるということになる。そういう制限がかかってしまうのだ、早く言えば。その解消はきちんとしておかなくてはいけないのではないか、私は思うのですけれども、どうでしょうか。

(市長政策室副室長)若干繰り返しになる部分があるのですけれども、基本的には通路部分を確保した形でまず前提とさせていただきたいと考えております。これについては、例えばひなの里の2階の多目的室もそのようなのですけれども、あそこも仕切られているわけではなく、事務所に行く人が中を見れるような形になっているというところ。どうしてもこれ改築というところもありまして、新築ではないところもありますので、若干制約が出てしまうのは、なるべく制約をしないようにはしているつもりではございますが、先ほど申し上げましたとおり、通常は通路の部分を確保した上での配置を前提とさせていただいて、料金設定に当たりますが、広い部分と廊下部分を想定したところで計算をさせていただいて、最終的に料金設定というのはその試算をした上で、近隣の公共施設等と合わせるような形でやっているわけですので、そこについてはどっちも金額的に現在設定している料金よりも当然上回るような形での試

算が出ておりますので、そこはご理解をいただいた上で、ご協力を含めてご利用いただきたいというふうに考えているところでございます。

（坂本）先ほどは、来場者については市役所に来た人だとか、せせらぎ公園で遊んでいるような、そういう人たちも対象だよということで、鴻巣市の本来の考え方の中の、要するに市外の人を中心に考えてやっているのか、市内の人の交流を深めるためにやるのか、どっちがこれ中心なのだ。それだけです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）当然市外から来ていただいて、鴻巣市の情報も発信しますので、鴻巣市のよさ等も知っていただくということも考えておりますけれども、こちらの施設、食と健康をテーマという部分もございますので、市民にも市内の食材等をPRしていきたいと思っておりますので、足を運んでもらいたい。市内外両方からお客さんのほうは来ていただきたいと思っております。

（中野）それでは、通告したことと併せて今の議論のあった部分をくっつけていきたいと思うのですが、まず最初にこの条例の中で第12条の利用料金の設定ですが、午後と午前の利用金額の整合性について伺いたい。というのは、午前は3時間、午後は4時間なのです。そうすると、今言った利用料金の整合性について伺ってきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、料金の設定に当たりましては、本来であれば適正化に関する基本方針を令和元年に決めましたので、こちらに基づくものでございますが、新規の建物ということでこちらの計算式のほうは根拠ができない部分がございますが、ある程度想定して、まず試算を行っております。試算した結果が金額がかなり高いものになってしまいましたので、類似の施設ということで多目的室につきましてはクリアこうのすのセミナー室、こちらを参考に午前1,000円、午後1,500円というような設定をいたしました。また、食品加工室につきましては近くの中央公民館の調理室、こちらを当てはめまして、午前が550円、午後が700円という設定をさせていただいております。

（中野）今答弁ありました類似の施設を基本にやってきたと。そうでないともっと高い料金になっているということなのですが、先ほど来議論

になっておりますこの多目的室、これ1,000円と1,500円なのです。さっき見ましたら、これは設計上、大いに問題があるような気がするのです。やっぱり通路は通路としてきちっと設けて、例えば多目的室A、多目的室Bというふうにしていかないと、例えば今言ったように奥の部屋を使う場合、通路になってしまう。それでも1,000円と1,500円もらうのだというのは、やっぱり私はいかかなものかと思います。やっぱり多目的室A、Bと分ければ、そこで料金は、Aは幾ら、Bは幾ら、これ面積は同じだから、金額的には同じになると思うのですけれども、そういうお考えないのですか。これ通路にもなり、部屋でも使うなんていうのはどう考えても利用者からすれば大きな問題になると思うのです。その辺を配慮する気がないのかどうか。カーテンぐらいとかパーティションぐらいで仕切ったぐらいで、そういうのは私はあまりいかかなものかと思うのですが、その点伺っておきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、通路のほうが、ここちょっと細かくて見えにくいのですけれども、1.2メートル、車椅子も通れるように確保としてありますが、やはり決して広い形ではございませんので、できる限り広くということで、可動式のものを採用させてもらっています。施設の利用につきましては、あくまでも予約制でございますので、会議中に急遽、当日予約というものはできませんので、急遽ここで多目的室を利用しているときに食品加工室に行くというのは想定しておりませんので、また何か食品加工室で従業員、指定管理者等が何かをやる場合でも、階段も奥に、一番右側に階段もございまして、そちらを使って行くこともできますので、できる限り広く使えるときは使っていただきたいということで、こういった設計にしております。

（中野）考え方は聞きました。私は分けたほうが良いと思っているのですが、もうそういう考え方、それはもう考え方の違いですから、ここはいいのですが。

次に、これ施設は市のものであって、それで例えばカフェなんかを含めて、これ指定管理だということで、ではこの指定管理者について、その選定について、当然公募でやるのではないかと思います、いつそれを

公示するののかについて伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）本議案のほうを議決いただきましたら、速やかにこの施設の実施の公募を開始していきたいと考えております。

（中野）いつ頃になるかということについて明確ではないけれども、この議案が通った後、速やかにやっていきたいということが答弁かと思えます。

次に、この施設は利用料金制取っていますから、当然指定管理者が全て収入になるわけです。そういう点で第15条を除いて、1日当たりの入館者数の想定をする。これは先ほどの委員への答弁では、30人ぐらいの利用者だというふうには想定しているということがありましたので、そうすると、指定管理料については、30人ぐらい利用して、それでということになると、僅かな収入です、指定管理者にしてみれば。ということは、これについて市は指定管理料をどの程度考えているのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）指定管理料については、現在試算中でございますので、詳細な金額等は申し上げられないのですが、ひなの里や花久の里、こちらを参考として、経費等を踏まえて現在積算のほうを行っておりますので、そこに近い形というか、そういった金額になってくるのかなというのは想定しております。

（中野）大変甚だ不勉強で申し訳ないのですが、当然この利用料収入があって、市が指定管理料を今試算中だということなのですが、その中に家賃みたいなものは入っているのですか。当然指定管理者はそこを借りるわけだから、借りているわけだろうと思うから、家賃なんかが入っているのかどうか。つまり、指定管理料の中には家賃料については差し引くと、あと利用料を差し引くという考え方でいいのかどうか。家賃というのは取るのが普通だと思うので、それはどういう考え方ですか。

（市長政策室副室長）カフェの部分の家賃というお問合せでよろしいでしょうか。そちらにつきましては、こちらの交流館につきましては、地域食材を材料といたしまして、提供することがこちらの館の目的の一つとなります。でございますので、それが指定管理の業務というふうにな

りますので、家賃等をいただくというか、市のほうに納めるという考え方は持っておりません。

(中野) 残り少ないと思うのですが、そうすると、例えばこれまで花久の里なんかあるではないですか。あそこうどんとか出しているでしょう。あそこも同じ考え方なのか、家賃は取っていないということなのか、最後に伺っておきたいと思います。

(市長政策室副室長) 花久の里につきましても同様でして、食の提供するということが指定管理の業務となっておりますので、同様の考え方でございます。取っておりません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 何点か指摘をしておきます。

まず、市の進める事業は、地域の方々への説明、理解が一番必要です。とりわけカフェの提供、地域食材を使った、いわゆる食料の提供ということになれば、この周辺には飲食店が何軒かあります。そういう点からいうと、周りにまず説明をしていないということは、市営でやる、市が建物を提供して、しかも家賃も取らないと、食材を提供していただくということでは、民間で努力している人たちの受け止めからいうと、私は理解が得られていかないのではないかというふうに考えます。

それから2点目が、利用に当たって多目的室の真ん中に通路をつくると、予約制であるといいますけれども、やはり利用の状況に問題があるのではないかというふうに考えます。やはり今のこういう時代ですから、市がいろいろな業者の皆さんに地元食材を使った新たな商品をつくってくださいということでは、民間の人たちのもっと意欲を促すような、まち全体が新たな食材を使った食物を提供できるような運営にすべきであり、しかも公共施設等総合管理計画では、今ある施設をどうしていくかということで見直しがされている中で、新たなまた公共施設を4,200万円

で取得してやることそのものが、市のやっていることの中では矛盾点があるということを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(田中) 議案第72号 鴻巣市にぎわい交流館条例について、賛成の立場で討論いたします。

鴻巣市にぎわい交流館は、市役所に隣接する土地、建物を、たしか4,200万円という破格で購入し、1億940万円で改修し、指定管理者に業務を委ねるものです。1日3,000人が訪れる鴻巣免許センターへ行く人々に対し、また鴻巣市役所や文化センター、陸上競技場、せせらぎ公園を訪れる多くの老若男女に対し、鴻巣市の地域食材を使用したメニューを提供するカフェを設置し、コーヒーなどのサービスを提供することができる施設と伺っております。また、2階に食品加工室や多目的室を設置し、にぎわい創出交流拠点をつくと聞いております。鴻巣市の産業の振興及び交流の促進を図ることにより、にぎわいを創出し、本市の魅力あるまちづくりをなお一層推進することができると考え、賛成といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 鴻巣市にぎわい交流館条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時30分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第73号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（総務課長）それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第73号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

デジタル庁設置法によりデジタル庁の設置に伴い行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第21条に規定する情報提供ネットワークシステムの設置及び管理者が内閣総理大臣に改められたこと、またデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第19号第4号の追加に伴いまして、改正前の同号以降の号名を引用する例規の規定につきまして改正する必要があることによる改正を行うものです。具体的には、第1条の鴻巣市個人情報保護条例の改正では情報提供ネットワークを利用した情報提供の求めまたは提供があったときは情報照会者、情報提供者及び総務大臣は、その接続について情報照会者及び情報提供者などを記録することとなっています。この記録を情報提供等記録といいます。この記録を訂正した場合の通知先としまして、情報照会者、情報提供者及び総務大臣であったところ、総務大臣を内閣総理大臣に改めるものとなっています。

このほか第1条及び第2条で共通する内容になりますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号に新たに4号として1号追加されたことから、それぞれの条例で引用している号を1号ずつ繰り下げるものでございます。

議案第73号に対する説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（竹田）議案の第1条と第2条について、同じような通告を出させていたただいていましたので、質問をいたしますが、今回の条例改正により市

民生活、マイナンバーカードなどもこの対象になりますので、市民生活への影響はどのようになるのか伺います。

（総務課長）今回の改正は、通知先のまず変更ということで、内閣にデジタル庁ができたことによりまして、情報提供ネットワークの管理の主体が総務大臣から内閣総理大臣に替わったこと、あともう一点はいわゆる番号法の19条に4号として新たに1号が加わって、その号が1つずつ増えたということになりますので、直接市民生活に影響するものはございません。

以上でございます。

（竹田）直接市民生活には影響ないと言いますが、今までは地方自治体やるものというのは総務省だったのですけれども、今回のデジタル庁の設置に伴い、いわゆる権力の象徴というか、デジタル庁のいわゆる関連法が成立して、デジタル庁ができて、その権限は今までは総務省、マイナンバーカードは総務省止まりだったのだけれども、いわゆる内閣総理大臣の内閣府に設置するということは、より様々な、総務省以外の様々な情報が内閣のところに集まってくるということになってくると思うのです。ということは、より強力な総合調整権限が出てくるわけですから、そういう点からいうと情報照会者と情報提供者ということとを合わせると、マイナンバーカードの情報が内閣府にどんどんと結集されていくと、集結されていくというふうに私は考えますが、この考え方でよいのか、この受け止めでよいのか確認をします。

（ICT推進課長）デジタル庁設置に伴い、内閣にその情報が集約するのではないかとこのところでございますが、デジタル庁設置に伴いまして、個人情報が入閣に集約されるということではありません。今までの分散管理という考え方は変わらず、踏襲をするものと考えております。以上です。

（委員長）竹田委員は、国に対する質問ですから、なかなか答えられないと思います。答えられる質問をしたほうが良いと思います。

（竹田）ということは、デジタル大臣の判断によって例えばその情報がいわゆる情報提供を受けたい人との関係で個人情報がしっかりと守られ

ていくのかということは、その担保はどうかだけお尋ねをしておきます。

（ICT推進課長）デジタル庁の設置に伴い、その辺りの管理運用というところがございますが、個人番号情報の取扱いに関しましては、これまでどおりのガイドラインがございますので、それに基づいて運用されるものと考えております。

以上です。

（竹田）ということは、この国の法律が決まって、デジタル庁設置に伴うということだから、従来どおりでいいというけれども、では何ゆえにいわゆる総務省から内閣総理大臣にまで行かざるを得ない文言になっているのでしょうか。

（ICT推進課長）デジタル庁の設置法が可決されたという設置の目的でございますが、これまで国のシステム、各省庁でそれぞればらばらに構築されていたもの、これを一括して集約して設置をするといったこともございますし、また地方自治体のデジタル化の遅れといったところも国が主導的に今回進めていくといったところの旗振り役というところも担っております。

以上です。

（委員長）竹田委員、何度も言うけれども、国の答えられないような質問しないで、市の執行部に答えられるような質問をしていただけますか。

（竹田）すみません。総務大臣から内閣総理大臣にと文言を書いているのだから、そのことについて質問していいのですよね。この文言訂正は、総務大臣から内閣総理大臣にと項目を書いているのだから、ここの本文の文言の質問をしていいのですよね。

（委員長）そこはいいですよ。

（竹田）だから、そのことを聞いているので……

（委員長）さっきと内容が違うのではないですか。

（竹田）私はあえて違う質問はしていません。今までばらばらになっていたものをいわゆる内閣総理大臣の下に集約するということになれば、先ほどの総務省だけでできた個人情報も保護されるということですがけれども、ばらばらになっていた情報が内閣総理大臣に集約されていくとい

うことは、これまで以上に適用範囲が広がるのではないかという懸念はありますが、そのところは大丈夫ですか。個人情報との関係で確認します。

(ICT推進課長) ばらばらになったといったところですが、あくまでも国がシステムそれぞれの省庁でばらばらにという意味でございまして、個人情報がばらばらになるものを1つにするという意味ではございません。個人情報につきましては、今までどおり分散管理がされるものと考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 今回の条例改正は、デジタル庁設置に伴う文言の改正です。今回は、総務大臣から内閣総理大臣になっていますが、このことは強力な総合調整権限を担保するために関係行政機関の長が十分に尊重しなければならない勧告権を付与しているというふうに説明を国会ではしています。ということは、それぞれのばらばらなものをもっと集約しなさいと言える権限もつけたという中身になっていますので、このデジタル庁の設置に伴う今回の条例改正は様々な分野で問題点が発生する可能性がありますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案の

とおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後1時11分)



(開議 午後1時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第74号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、第1条は鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正です。職員のサービスの宣誓につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づき、条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないこととされております。現行のサービスの宣誓は、新たに職員となった者は任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前で条例で定められた宣誓書に署名し、当該宣誓書に押印をすることを規定していますが、国家公務員のサービスの宣誓について定めた職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令が令和3年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたところです。政令の改正内容は、サービスの宣誓の実施方法について任命権者またはその指定する職員の面前で宣誓書に署名しなければならないとする規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみとしたものです。こうした国の対応を踏まえ、本市においてもサービスの宣誓の際の署名及び対面を不要とするほか行政手続の簡素化を図るため宣誓書への押印を不要とするものです。また、宣誓書中の読点について、総務省から

示されている参考例と同様に改正を行うものです。

次に、第2条の鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正ですが、これは市職員と同様にサービスの宣誓書について署名を要しないこととするほか、押印を不要とするものです。

これら一部改正条例の施行日につきましては、交付の日から施行するものです。

議案第74号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（竹田）何点か質問いたします。

まず、ご説明の中では国家公務員法との関係で4月1日から施行されているというご説明がありました。ということは、鴻巣市ではこの時期になった理由は何なのかと、併せて近隣自治体の条例改正動向が分かればお答えください。

（職員課長）条例の改正に当たりましては、令和3年3月議会への提出も検討しておったところですが、国において令和3年1月28日から2月26日までサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令案のパブリックコメントが行われております。こういった政令の改正が予定されていたこと、それから職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、総務省が作成している参考例である職員のサービスの宣誓に関する条例、いわゆる準則の改正が考えられるということで、そういった情報が法規関係の会社のほうから情報提供がありました。本市のサービスの宣誓条例につきましても、当該参考例に準じて作成をしておることから、参考例の改正を待つことといたしまして、3月議会の改正条例の提出は見送ったものでございます。次の機会としましては、6月議会の提出も考えたところでございます。議案の提出期限までに当該参考例の改正がなかったことから6月議会の提出も見送ることとしたものでございます。その後、参考例の改正は未確認であるとのまた情報が入りました。そういったことや近隣市では多くの市が6月にサービスの宣誓に関する条例の改正を行ってい

る、こういったことも踏まえまして、政令の改正内容及び近隣市の条例改正の状況を確認しまして、9月の議会に条例改正の議案を提出をいたしましたものでございます。

それと、近隣市の改正の状況でございます。近隣市では、北本市、加須市が令和3年3月議会、上尾市、行田市、久喜市、熊谷市が6月議会に条例の提出を行っております。

以上でございます。

（竹田）基本的には準則みたいのがいつも確かに流れてきますよね。それを参考に皆さんも条例改正したりとかするというふうに思いますが、はっきりと準則が来ないということを確認したのはいつでしょうか。

（職員課長）はっきりと情報が来ないというものではありませんが、条例の参考例の改訂が未確認というのが5月の下旬だったかにあったものでございます。

（竹田）では、続いて第2条です。県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例も今回改正になっています。そういう点からいうと県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の対象になる教職員というのはどういう立場の人なのか、人数はどのくらいか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）それでは、まずご質問の県費負担教職員で条例の対象者についてでございますが、新しく鴻巣市に配置される校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員などが当たります。参考に令和3年度におきましては、新しく校長となったのが4名、教頭が4名、新任が19名、他市から本市への転入が16名、合計43名でございます。

（竹田）ということは、新たに鴻巣、県費負担の職員ですけれども、鴻巣市に異動になったりとかした場合はサービスの宣誓を行うということですから、教職員の皆さんは例えば鴻巣市から離任して、新たなまた例えば北本市の教育委員会に行く場合はそのたびにサービスの宣誓を行うということで、こういう受け止めでよいのかどうか確認します。

（教育部副部長兼学務課長）そのとおりでございます。

（竹田）ということは、教職員の皆さんというのは異動があったりする

たびにその教育委員会に所属するからサービスの宣誓をしなければならないのですけれども、でも一番最初に県の職員として、県の教職員としてサービスの宣誓というのはやっているのですよね。そのことを確認します。

（教育部副部長兼学務課長）まず、任命権者につきましては、埼玉県教育委員会となります。サービスの宣誓につきましては、サービスの取扱いについては各市町村に委ねられていることから、県のほうにはございません。

（竹田）ということは、教職員の皆さんというのはその鴻巣市の教育委員会でやるわけですけれども、いわゆる県の採用なわけですから、その都度、その都度着任先の教育委員会でやるというのもちょっと教職員の皆さんの立場上どうかなというふうに私は受け止めるわけです。だから、いわゆる県費で埼玉県に最初採用されるわけですから、その点での事務の効率化という点でどうなのか、考えられるのかどうかだけ、皆さんはサービスの宣誓をなさいと言われる人ですから、お立場上お答えするのは難しいと思うのですが、鴻巣市としてはどうでしょうか。また、担当する教職員の皆さんどうなのか、もっと事務の効率化というのを考えたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）この規定につきましては、鴻巣市教育委員会において定めてございますので、ご指摘のとおり負担はあるかもしれませんが、こちらのほうは継続してまいります。また、今回の改正に伴いまして、署名及び捺印については削除ということで対応させていただきます。

（竹田）分かりました。これはあくまで市の姿勢だということがよく分かりましたので、県費採用の教職員についてはちゃんと宣誓、サービスを県でしているわけですから、そういう点ではもっとここを考えていく必要があるということを申し上げて、3点目伺います。

このサービスの宣誓の中では、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓いますと。そして、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に執行することを固く誓いますということで、この宣誓をさせていただいています。そうい

う点では非常に素晴らしい仕事をなさっていただいていると受け止めますが、こうした中で職員はサービスの宣誓を行った後にどのような研修を行うのか、ですから日本国憲法を遵守しということもありますし、地方公務員法、それからあと地方自治法もしっかりと学んでいただいて、公務員としての仕事をしっかりやっていただくものだとして受け止めますが、日本国憲法の職員の研修状況はどうか伺います。

（職員課長）現在日本国憲法についての職員の研修については、市の単独研修及び自治人材研修センターの階層別研修、また近隣市と共同で実施している研修においても、そのメニューには入ってございません。

（委員長）竹田委員、もう10分過ぎます。最後にしてください。

（竹田）メニューに入っていないのですか。でも、宣誓の中では日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓いますと一番大事なところを宣誓しているわけですよ。ですから、過去に学んだ人がいるかもしれませんが、公務員として一番大事なことをきちっと勉強するのは公務員として当たり前だというふうに考えますので、日本国憲法を勉強するというので、宣誓のサービスに沿った研修をするお考えがあるか、最後伺います。

（職員課長）時間をかけた日本国憲法の研修というのは予定はないところですが、当初の採用で実施しています新採用職員の心得というのを説明をする時間ございます。これ職員課長が担当しておるのですが、その中では憲法15条に規定されております公務員は全体の奉仕者として勤務することという部分を説明をしておりますので、今後併せて99条の日本国憲法を遵守し、擁護する義務があることも併せて説明をしてみたいと思います。

以上です。

（中野）お聞きします。

議案の説明によると、この議案は職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正によりと書いてありますが、現行の鴻巣市の職員のサービスというのは、いつできたものですか。

（職員課長）現行のサービスの宣誓に関する条例につきましては、昭和29年

8月25日条例第9号でございます。

(中野)これ以前私たち指摘した縦書きだったやつを議会にもかけずに、それを勝手に直して使っていたということが今の総務部長もお分かりだと思っております。改めて私どもはそれはおかしいではないかということをお指摘しておいて、それを今直してしまっている、原稿を見ると。これいつ直したか。それ29年と言ったでしょう。29年当時は縦書きだったのだ。しかも内容も違っていた。ちょっと答弁と違うのではないですか。我々が指摘してこうすべきだと、それはおかしいという指摘を三、四年前にして、そこを議会に通さず勝手に直してしまっているのだ、原稿。だから、それでどうなっているのだということをお聞きしているわけ。

(委員長) 答弁できますか。

(中野) 大問題になったでしょう。

(大問題になったの、議会軽視だと言って。

その当時総務課長だったんでの声あり)

(中野) 知っていてやっているのだ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時30分)



(開議 午後1時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(職員課長) 服務の宣誓に関する条例の様式につきましては、前回の改正、平成31年3月の条例の一部改正のときに横書きに変更をさせていただいております。

(中野) 31年ということは今から2年前ぐらいですね。それはちゃんと私記憶ないので、申し訳ないのですけれども、今のこの現行条例についてきちっと議会のほうに縦書きから横書きになったのはその平成31年の3月議会で一応きちっとやっているということです、答弁ね。委員長、了解です。オーケー。

(田中) 一応通告してありますので、答弁をいただいた部分もあるのですが、ちょっと疑問に思う部分について質問をさせていただきます。

説明の中で1回やればいような話がありました。それと、この改正によりまして、押印が省略されたということでもありますので、前からやっている人に関してはそのままなのか、やっぱり押印なくして、サインをして、新たに出すのかというような内容をちょっと取りあえずお聞きしたいのですが。

(職員課長) 宣誓書のサインの部分でございますけれども、今回の条例改正後につきましては、市職員につきましては宣誓書への署名及び押印というのは必要な要件ではなくなりますので、基本的には宣誓書への記名あるいは署名ということで記載をいただいて、提出をすることとなります。また、正規職員以外の部分なのですが、会計年度任用職員、まず再任用職員につきましては、これは正規職員を退職して、再任用となるわけですが、新たに鴻巣市に採用となるものではありませんので、サービスの宣誓の必要はないというところでございます。ただ、会計年度任用職員、これにつきましては新たに鴻巣市の職員となりますので、任用のごとに宣誓書の提出をしていただくものでございます。

(田中) 聞いた以外の一応通告している部分に対して答えをいただいてしまったのですが、要するに前からの人というのはちゃんとサインをして、判こを押している部分があるので、新たに制度が変わったからといってサインだけのをやらなくていいかという確認をしたかったのです。

(職員課長) 既に提出をされている職員につきましては、改めて署名をしたものだけの提出というのは必要ございません。

(田中) 今もう先に答弁いただいてしまったのですが、再任用職員は前のがあるからいいと。会計年度任用職員については、新たに宣誓してもらおうということだったので、私もう一点、そのところ臨時職員というのを書いてあるのですが、これたしかそういう職員はいないと言われてしまうとあれなのですが、臨時的な人に対してはどうするのかというのをちょっと聞いておきたかったのですが。

(職員課長) 臨時的任用職員、今現在本市のほうには臨時的任用職員の

任用は現在ございませんが、仮に臨時的任用職員の任用があった場合につきましては、改正後の宣誓書の様式に基づきまして記名あるいは署名をしていただき、提出をしていただくこととなります。

（田中）最後に記名、署名という言い方なのですけれども、それ私としては感覚がちょっとつかめないですけれども、記名だったら判こでした、要るとかだっただと思うのだけれども、ちょっとそれ確認したいのですが。署名、だから要するに押印なしなので、署名だけということなのだけれども、今言い方として記名または署名と言ったと思うのですけれども、それ違いがあるのでしょうか。

（職員課長）今回の条例改正が議決をいただきますと、署名の要件はなくなります。ということは記名ということで、例えばなのですが、新たに任用される指導主事の先生ですとか、仮にですけれども、いらっしゃった場合、既にそういった方がいらっしゃった場合については、改めて宣誓書を出していただくことになるわけですけれども、例えばパソコンの中に入っています様式がございます、宣誓書の。これに入力をして、電子での提出ということも可能となってまいります。そうしたことから、現実的にはそういったことも可能となりますので、条例の改正としましては署名の部分がなくなり、記名という部分も考えられますので、記名あるいは署名ということでの答弁をさせていただきました。

以上です。

（田中）要するに手元を見るわけではないので、今の書類をちゃんと正式に届け出せばいいということで理解してよろしいわけですね。

（職員課長）そのとおりでございます。

（金子）1点だけ。

第1条の中のところですが、3行目です。第2条中、括弧でまたは任命権者の定める上級の公務員の面前においてというふうな文面がありますけれども、任命権者または任命権者の定めるということになっていまして、上級の公務員の面前ということで、上級の公務員というのと、これは規定ということとは別はない、任命権者が定めれば、極端に言えば上級であれば主任でも係長でもよろしいというふうな、これの基準みた

いなのは何かあるのでしょうか。それともないような形で任命権者が定めれば、その人の面前で署名すればということで、そういうふうな解釈でよろしいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

（職員課長）上級の公務員について、この職以上というものはございませんが、上級となっておりますので、管理職相当ということでのものを想定をしております。

（金子）管理職相当の方ということですね。一般的にって鴻巣の場合ということではよろしいでしょうか。

（職員課長）そういう理解でよろしいかと思います。

（何事か声あり）

（職員課長）現行で行われている申請の関係ですけれども、上級の公務員の指定ということで現在新規採用職員を任用いたします。その新規採用職員に採用当日当庁していただいたときにサービスの宣誓の用紙をお配りしまして、そこでサービスの宣誓についての説明をして、その面前で誰がいるかということなのですけれども、任命権者の決裁を受けて職員課長の面前で署名と押印を行っております。

（坂本）先ほどの中であつたかもちょっと分からなかったのだけれども、さっきの例えば先生の場合、県職の場合は県のほうから鴻巣の職員として学校に配属された場合にはそこでサインをすると、署名するということになると思うのだよね。その先生が今教育委員会にいるように市のほうの職員になったときに、教育委員会に配属された場合は指導主事で来るわけだよね。そういうときにはやはり今度は新たにやるのか、そのまま教員のままでそういうものはやらなくていいのか、それだけ、1つだけ。

（職員課長）本市に派遣というか、任用になる指導主事の先生につきましては、一旦県の職員を退職してまいりますので、本市での新しく採用となった職員という取扱いとなりますので、宣誓書の署名と押印をしていただいて、ご提出をいただいております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 鴻巣市職員のサービスの宣誓に関する条例及び鴻巣市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時47分)



(開議 午後2時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

補正予算の質疑につきましては、1人15分程度ということでご協力願いたいと思います。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 83号、まず聞き方としてページでちょっと質問させていただきますので、8ページなのですが、債務負担行為補正、預貯金等照会電子化サービス導入業務と限度額というのがあるのですが、そ

れの内容についてお聞きしたいのですが。

(収税対策課長) 預貯金等照会電子化サービスにつきましては、行政機関と金融機関をL G W A N回線と専用回線で接続しまして、預貯金の照会を実現するサービスでございます。滞納者の口座の有無、預金の残高、取引履歴などがオンラインで照会可能となります。限度額の内容といたしましては、月額の基本料金、人口10万人以上20万人未満で月額5万円、照会1件当たり10円と消費税となっております。現在金融機関に対しまして、毎月約100件の照会を行っております。システムで今回照会できる金融機関につきましては、8行ございます。毎月約800件の照会、それと埼玉りそな銀行の文書調査センターで訪問調査を毎月行っております。これが月に約50件程度、あと収税対策課の担当職員11名が1人当たり毎月10件程度個別の調査を実施しております。以上のことから、毎月の照会件数は約960件となっております。債務負担行為の限度額といたしましては毎月1,000件、1万円と消費税の照会を想定しているところでございます。

以上です。

(田中) 金融機関と市民等の預貯金の関係なので、個人情報に関するものについては抵触しないのかどうか、その辺のところはどのように配慮しておるのかお伺いします。

(収税対策課長) この業者さんが、N T Tデータサービスなのですが、かなり外からいろいろ攻撃されたりとか、セキュリティーのほうはかなり高いレベルで保たれているシステムとなっております。また、本市から預貯金サービス、データセンターまでつなぐのもL G W A N回線を使いますので、その点につきましても外部からの脅威というのはない状態で運用できると考えております。

以上です。

(田中) 一応セキュリティーに対してはしっかりやっているということなのですがけれども、それを利用することによっての収税対策が件数、手数料等の額からはるかに多くできるというふうに思われるのですけれども、その辺はどのようにでしょうか。

(収税対策課長) 現在、預貯金の調査につきましては郵送、文書のやり取りで照会をかけております。毎月先ほど申し上げましたとおり各金融機関100件ずつぐらい照会出している状態でございます。調査を受けている金融機関といたしましては、市町村によって照会の様式が違うので、回答が来るまでにかなり時間がかかります。実際早くて2週間、遅いと本当に3か月、4か月待たないと来ない状況でございます。今回新しく電子のシステムを入れますと、平均して約1週間程度で回答が受けられるということになりますので、スピード感を持って滞納整理のほうができるものと考えております。

以上です。

(田中) すごくプラスになると、やりやすくなるというふうに考えればよろしいわけですね。

それでは、次に質問に行かせていただきます。13ページなのですが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金7,878万5,000円の使い道はということで一応質問通告をしてあるのですが……

(委員長) 田中委員、ちょっとマイク近づけていただけますか。ちょっと聞こえないです。

(田中) 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金7,878万5,000円の使い道は、お伺いします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、お答えいたします。まず、4事業ございまして、1つ目として地域経済影響調査事業、こちらが351万8,000円、続いて敬老会代替品等支給事業、こちらが4,626万7,000円、続いてひなちゃん応援特別給付金支給事業、こちらが2,100万円、続いて予防接種事業、こちら6歳以下のインフルエンザの助成になりますが、こちらが800万円で、合計が7,878万5,000円となります。こちらについては、令和3年の6月30日に歳入済みとなっております。

(田中) 次に、次の質問です。マイナポイント事業費補助金156万1,000円のところで、詳細についてお聞きしたいのですけれども。

(ICT推進課長) マイナポイント事業費補助金についてですが、まずマイナポイント事業ですが、こちらはマイナンバーカードを活用した国

の消費活性化策、マイナポイント事業の実施に伴い、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象にマイナポイントの予約やマイナポイントの申込みの支援を行うなど必要な環境整備を実施する事業に対して交付される補助金となっております。また、156万1,000円の内訳ですが、会計年度任用職員の報酬としまして137万7,000円、会計年度任用職員の通勤費用弁償としまして4万5,000円、事業に使用しますノートパソコン、こちら3台で13万9,000円と内訳となっております。以上です。

（田中）次に、19ページなのですけれども、キッズページ構築業務委託料の内容をお聞きいたします。

（市長政策室参事兼秘書課長）では、お答えいたします。現在活用していますホームページシステムにおいて、新型コロナウイルス感染症対策や市政情報、市議会の仕事等を子どもたちに分かりやすい表現やイラスト、写真等を用いて発信するページを構築いたします。これによりまして市への理解を深めていただき、市への愛着醸成につながるものと考えております。稼働につきましては、令和4年1月中を予定しております。

以上です。

（田中）同じページなのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金についてお聞きいたします。具体的な使い道。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回の積立金でございますが、今後新型コロナウイルスの感染の拡大が続いておりますので、感染症の予防対策、市民生活の支援、地域経済対策を実施するために積み立てるものがございます。

以上でございます。

（田中）同じページなのですけれども、本市のマイキープラットフォーム事業とはどのように鴻巣市は考えているのかお聞きします。

（ICT推進課長）先ほどのマイナポイント事業費補助金と一部重複いたしますが、先ほどのマイナポイント事業費補助金を活用しまして、令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象にマイナポ

イントの予約やマイナポイントの申込みの支援を行っております。今回国のマイナポイント補助事業が令和3年12月末まで延期となったことに伴い、引き続き支援を図ってまいります。

以上です。

（田中）今マイナンバーカードとの運用ということなのですが、そのほかの考え方というのはあるのでしょうか。マイナンバーカードを使っただけの連携しての考え方、使い方をどのように考えているのかどうかをお伺いします。

（ICT推進課長）マイナンバーカードの運用はということでございますが、この9月1日にデジタル社会形成の司令塔としましてデジタル庁が設置されたことに伴いまして、国においてデジタル社会の実現に向けた重点計画、こちらの計画の改定を現在予定をしております。その中でマイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用の促進の方向が今後示される見込みとなつてございますので、今後も引き続きデジタル庁などの国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

（田中）最後なのですが、21ページなのですが、やさしさ支援課のほうで相談事業と公共施設に対して生理用品を配ると、またその貧困者に対する相談事業と、この2つの兼ね合いなのですが、どのように捉えて、2者をまるっきり別の観点なのか、共通して貧困と生理用品を買える、買えないとかというのを含めての事業なのかどうかということなのですが。

（やさしさ支援課長）委員のおっしゃるとおり今回生理の貧困対策として実施するので、経済的な問題が大きくあるわけなのですが、それ以外にも例えばDVで夫から経済的暴力を受けていて生活費がもらえないですとか、あとは親に買ってもらえない学生ですとか、様々な要因があります。また、自殺者数を見ますと、コロナ禍において女性が急増しており、女性施策の必要性を感じているところです。これらのことから、生理用品と一緒に悩みを相談できる窓口一覧を配布して、コロナ禍における女性の悩み事や困り事を相談へつなげるというのが目的となつ

ておりまして、やさしさ支援課で実施するものとなっています。

以上です。

（中野）最初に、16ページの中にこの23款市債、臨時財政対策債、これは減額補正しています。2億1,700万、この詳細説明ちょっとお願いしたいのですが。

（財務部参事兼財政課長）臨時財政対策債の減額のご説明をさせていただきます。

臨時財政対策債は、普通交付税の振替分という形になりますので、普通交付税の説明も一緒にさせていただくことになりますので、ちょっとご了承いただきたいと思います。本市の普通交付税に関しましては、令和3年度より一本算定が採用されたことから、当初予算編成の時点では実質の交付税、臨時財政対策債と普通交付税を合わせた額の想定としては令和2年度の基準財政需要額は増額、減額も見込まない状態を考えさせていただきまして、基準財政収入額については新型コロナウイルス感染症の影響により税収が落ち込むことを想定いたしまして、それとともに臨時財政対策債の実額よりも借入れのほうが配分が高くなるであろうという想定をして、予算を計上させていただきました。実際のところ歳入の減額は見込みより少なかったのですけれども、前年の一本算定よりも基準財政需要額が大幅に増加したことから、実質の交付税も増加になりました。しかし、臨時財政対策債へ配分、行くであろうと予測した見込みの率が実額のほうにちょっと多く配分されたことから、22億から19億8,249万4,000円という形で今回減額補正をさせていただいております。以上です。

（中野）そうすると、少なくとも臨時財政対策債が2億1,750万6,000円減額補正したわけですが、この補正が可決された場合、臨時財政対策債の借入総額はどのぐらいになるのか。当初予算はこれ22億でしたから、それが今一旦2億1,750万6,000円を減額しているわけですが、そうすると当然臨時財政対策債の借入額が減るわけですね。それで今残額幾らになるのかと、この補正が通過した場合。

（財務部参事兼財政課長）すみません、今電卓を入れさせていただくの

で、ちょっとだけお待ちいただけますか。想定額になりますけれども、211億2,393万7,000円になると見込んでおります。

以上です。

(中野) それでは、2番目の質問に行きます。

19ページ、先ほど出ました2款1項総務管理費、24節の積立金、1億1,714万3,000円、これ説明の話を聞くと、コロナ禍における各種事業を中止したと、その中止したものを合わせて今言いましたように1億1,700万ですか、基金に積み立てるというのですよね。新型コロナウイルス感染症対策基金に。そうすると、その中止した事業、11事業(P. 61「10事業」に発言訂正)というふうに聞いておりますが、この11事業(P. 61「10事業」に発言訂正)のそれぞれの金額がどうなっているのか、口頭で言われても大変難しいので、表か何かできていればそれをいただければありがたいということです。したがって、質問は中止した事業数及びその各種事業の内訳金額、これは合計すると1億一千七百何がしになるわけですから、その辺のことについてが1つ、それから、この補正が通過した場合、補正後のこの積立金、これが幾らになるのかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、お答えいたします。

今回の補正額1億1,714万3,000円のうち1,714万3,000円につきまして、申し訳ないです、10事業の減額分となります。こちらについて順番に読み上げさせていただきます。まず、商店街にぎわい促進事業、こちらはおとりまつりになります、128万3,000円、商工会補助事業、こちらのす花火大会になります、465万円、商工総務費庶務事業、産業祭の部分ですが、135万円、農業総務費庶務事業、こちらも産業祭になります。135万円、健康まつり開催事業107万6,000円、障がい者スポーツレクリエーション大会開催事業3万円、未来議会開催事業2万4,000円、教科外教育推進事業、こちらオリンピックの入場券になります、183万円、市民体育祭開催事業355万円、かわさとフェスティバル開催事業200万円、合計しまして1,714万3,000円となります。

補正後の積立金額でございますが、令和2年度末におきまして1億1,199万9,067円の残高に対しまして、1億319万3,000円繰入れを行います。その残高が880万6,067円となります。また、9月補正で積み立てる分が先ほどの1億1,714万3,000円となりますので、合計しまして1億2,594万9,067円、こちらに当初予算で計上しておりますふるさと納税分の寄附金見込み1,017万円を合計しまして、1億3,611万9,067円、こちらが今年度の予算の残高という形になります。

以上でございます。

(中野) 今答弁聞いていると、私訂正したいのは、11事業といたったのが実際は10事業、これは訂正させていただきますけれども、10事業それぞれ金額を聞いて、頭の中で計算するととてもとても1億1,700万円にならないのですよね。だから、私の感覚としては10事業を中止したと、その合計額が1億1,700万というふうに認識していますから、答弁聞いたら足していくととても億なんて行く数字にならないのです。その辺が私もちょっとおかしいなと思ったのですが、再度お聞きします。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 申し訳ございません。

10事業分の1,714万3,000円に新たに1億円プラスしまして、これがもう一般財源からになりますけれども、こちらが1億1,714万3,000円、合計でこの額になる形になります。

(中野) 今の答弁でよく分かりました。要するに一般財源から1億入れているということで、それで理解できたのですけれども、今答弁されたやつ表か何かあると思うので、それを後ほどいただければと思うので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

(竹田) まず、13ページです。先ほど地方特例交付金のいわゆる税収の控除分が入ってきていますよというご説明だったのですけれども、個人住民税の中で何人分がこの金額になるのか、その金額の根拠というか、何人分かお尋ねします。

(財務部参事兼財政課長) 個人住民税のほうのお答えをさせていただきます。

令和3年5月末の状況に対して交付されるもので、対象者といたしますと3,078人、金額も一緒に説明させていただきますと、対象経費が1億3,891万8,000円、それに国のほうから示された補正係数を掛けたものが今回の決定額となっております。

以上です。

（竹田）13ページですけれども、先ほど地方交付税の話が中野委員との関係でされていきました。今回の地方交付税との関係でいうと基準財政需要額が一本化算定されてきた中での数字と、あと収入額、あとそのうち合併特例債を活用した事業分が交付されていますので、その数字をお答えいただきたいと思います。

（財務部参事兼財政課長）令和3年度の交付税算定に伴います基準財政需要額を申し上げます。

基準財政需要額なのですけれども、まず条件といたしまして臨時財政対策債の振替、それと調整額を反映した数字を申し上げます。需要額ですが、196億9,473万2,000円となっております。続きまして、基準財政収入額を申し上げます。133億7,228万6,000円となっております。その差額が交付決定額となっております。続きまして、合併特例債の算入額について申し上げます。15億4,408万1,000円となっております。昨年に比べると約4,900万円減額しております。

以上です。

（竹田）ということは、昨年度に比べて4,900万減額になっているということは、逆に言えば一般的に使える、いわゆる経常的な支出に対する部分での活用額が減っているという受け止めでよいのかどうか確認します。

（財務部参事兼財政課長）すみません、一般に使える活用額ということなのですけれども、交付税に関しましては需要と収入それぞれ増えたり減ったりということがあります。合併算定替えの部分が多少例年、前年よりも減っていますので、需要とするとその分は減っています。ただ、全体的に一本算定の需要は増えておりますので、他の部分のものは伸びているところもあるという形で、通常に使える部分が減ったかと言われ

ると、そこら辺は何とお答えしていいのかが、すみません、ちょっと申し訳ないです。

（竹田）この基準財政需要額、交付税の中にいわゆる合併特例債事業に関わる分の国の補助金と国の交付税分が入ってきますよね。そう考えたときに、いわゆる一般として経常経費として使う部分はどうかなのかなというのがちょっと疑問だったものですから、しかも算定替えが今まであったのですけれども、一本化算定されてきているということでは合併したところは10年、15年で、大体15年たつと財政的には厳しくなるよというのがそういう仕組みになっていますので、そのところでどうかなのかなということをお尋ねしています。

（財務部参事兼財政課長）大変失礼いたしました。

当然合併算定替えの団体に関しましては、採用していた団体に関しましては一本算定よりも多くもらえておりました。今年度からはその部分がなくなっておりますので、委員がおっしゃるとおり通常に使える部分というのは厳しくなっている。ただ、その分全体的な一本算定の部分に関しても需要額は全体的に伸びる傾向になっていますので、その点では今回交付額は昨年よりも多くなっているというところもありますので、全体的な1つの要因だけを、算定替えだけを見れば厳しくなっているかもしれないけれども、全体調整の中でバランスよく配分されているのかなと思っております。

以上です。

（竹田）続いて、13ページと19ページですが、マイナンバーカードの普及を目指すためにマイナポイントをつける、そのためのいろいろな仕組みができています。鴻巣も約37%くらいの方がマイナンバーカードが交付されています。だけれども、100%、8割くらいを目指したいと国は目標を持っているというふうに思うのですが、マイナポイントを付与している件数というのはどのくらいあるのか伺います。

（ICT推進課長）マイナポイントの支援件数でございますが、令和2年度末で支援件数が2,937件でございます。

（竹田）それで、今回はそのマイナポイントのプレミアがつくよという

ことで、一層普及を目指すために10月末まで延長になるということの予算がされていますけれども、19ページのマイキープラットフォームの運用事業によってどこまで伸ばそうとしているのか伺います。

(ICT推進課長) マイナポイントの手續につきましては、こちらに関してはカードをお持ちの皆さんがご自宅でもできますし、例えばコンビニエンスストアなどの端末でもできるような状況でございます。ただ、なかなかご自分で手續ができないといった方に対してのお申出があれば、市のほうでそこのお手伝いをするという事業内容となつてございます。ですので、今後も積極的にその支援というのはしていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ということは、デジタル庁ができて、とにかくマイナンバーカードを普及して、便利ですよということをいろいろなシステムをつくって、しかもマイナポイントまでつけて、一生懸命普及しているけれども、令和2年度で2,937ですよ。ということは、このところでいうとマイナポイントをつけるということも含めて、この10月末までにそこまで行くかどうか分かりませんが、マイナンバーカードの普及率はどこまでやりなさいと国からはご指示というか、目標値というのは示されているのでしょうか。

(ICT推進課長) まず、先ほど答弁させていただきました2,937件でございますが、これはあくまでも市が手續のお手伝いをした件数でございます。今全体のマイナポイントの手續をしている件数ではございませんので、またちょっとそちらに関してはマイナポイント住所情報を持っておりませんので、鴻巣市民の方がどれくらい手續をされているかというのは現在分からない状況でございます。

また、マイナンバーカードの交付の目標、こちらに関しては具体的に今目標が示されているというのは、特に市町村にどれくらいまで交付をしないといつたところの今指示というか、そういったものはございません。

以上です。

(竹田) 21ページです。公共施設の生理用品の取扱いについては、やさしさ支援課長から他の委員がお答えをいただいて、目的はよく分かりました。生理の貧困の問題は今非常に深刻ですけれども、では実際に公共施設用に購入して、どのように活用していただくのか、運用方法についてお答えください。

(やさしさ支援課長) 公共施設での配布方法というようなご質問でよろしいでしょうか。公共施設と配布先は市内市役所内の相談窓口、それ以外に各公民館、それから両支所、社協等で配布する予定なのですけれども、配布方法といたしましては、生理用品1パックと悩みを相談できる窓口の一覧を紙袋に入れた状態で準備しまして、窓口に設置の意思表示カードを職員に渡すことで1袋受け取れるような対応を考えております。また、施設に掲示してあるポスターを指さしていただいたり、スマホでホームページ画面を提示していただくことでもお渡しできるように配慮しております。

以上です。

(竹田) 窓口にカードを示したりとかするということも一つの手段かもしれませんけれども、相手を介さなければならないという事態もありますし、例えばDVで避難している方などは姿を見せなければいけないわけです。公民館のところに行って、やさしさ支援課の窓口に来たりもする、そういうことを考えると、なるべく保護しなくてはならない方をどう保護していくのか、併せて女性が男性の職員に出すときに、まだまだ全体としては生理の貧困の問題は、社会問題化はしていますけれども、今のまだまだ人権感覚から言うとかかなり勇気の要る部分があるかなというふうには私は受け止めているわけです。そういう点から言うと、やっぱりその人の人権、その人のちゅうちょする気持ちがなく対応できるということが私は必要だというふうに思うのです。ですから、今の社会全体の人権感覚からいって、もっとフランクに対応できる、活用できる仕組みについてもっと検討できないものかどうか、これをちょっと問題提起もしながら対応していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(やさしさ支援課長) もっと受け取るのに、今回の生理用品についても

何も個人情報と言う必要もございませんので、窓口で受け取るという部分がございますけれども、もしそれが気になる方がいらっしゃればお電話等があれば、それでご住所等を教えていただけるのであれば、逆に個人情報を伺うことになってしまいますけれども、郵送という対応もできなくはないのかなというふうにも、例えばDVの問題があるような方に対しましてはそういう配慮もできるのかなと考えております。

以上です。

（竹田）生理の貧困の問題と生理用品に対する考え方は、海外ではトイレットペーパーと同じような感覚で使うようになっているのだそうです。ということ考えたときに、トイレットペーパーは常に常備している、そういう感覚で今全体使われ始めているということも私はぜひ知っていただきながら、トイレットペーパーと同じように生理用品が貧困問題等含めて、それは貧困だけではなくて、今後の女性の社会的地位、その問題も含めれば当たり前のことですから、当たり前のような対応できる対策にしてもらえるかどうか、そのところもSDGsの方向も含めてご検討いただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

（やさしさ支援課長）民間の商業施設ですとか、そういったところでは自由にトイレで受け取れるようなところもあるのは把握しております。そういった対応ができるかどうかにつきましては検討させていただきたいと思っております。

以上です。

（金子）19ページですか、のところですがけれども、ここにあります吹上支所とか、それと川里支所とか税務課、それと課が違うのですけれども、市民課とかも戸籍住民基本台帳費庶務事業、その備品購入ということでOA機器とか書いてあるのですけれども、その中でここに出ています、川里支所と、あと税務課と市民課等に設置されていますキャッシュレス推進のためのOA機器導入と説明を受けましたけれども、これにつきまして具体的に、もう少し具体的なものがもしあれば内容的なものを説明していただきまして、これは金額的に見ると284万7,000円ということで、それでこの21ページの市民課のほうのも、これも同じ備品購入でOA機

器ということで、これ2台なのかどうかの台数、これ2台にすると倍にはなっていないので、そういうこともありまして、具体的なものを分かる範囲でちょっと説明願います。

（財務部参事兼税務課長）今回購入する予定のセミセルフレジでございますが、セミセルフレジというのが職員が必要な証明書情報をレジに登録し、来庁者自身が登録された証明書手数料を自動釣銭機で決済する、決済のみを自動化したタイプのレジでございます。このセミセルフレジなのですが、来庁者と証明手数料のやり取りをした時点での実績を加味するポスシステムが組み込まれたパソコンと、あと自動釣銭機を連携させたレジを導入予定でございます。台数については、税務課では1台の予定でございます。実際には今回税務課のほうで各証明手数料を取得して、取得時に支払う証明発行手数料を来庁者自身で対面式セミセルフレジに直接現金を投入して、会計処理をしてもらうことで接触の機会を減らし、感染リスクの軽減を図るということが1つ目的でございます。以上です。

（金子）そうしますと、今コンビニとかでも、あるコンビニでは現金とかを会計の人がやるのではなくて、自分で現金をして、カードでやりますかとかなんとか、そういうような感覚でよろしいわけですね。そういうふうな機械的な処理を市民の方がするという形のようなシステムということでもよろしいわけですね。

（財務部参事兼税務課長）そのとおりでございます。

（金子）そうしますと、これはペイペイとかとはまた違いますよね。ペイペイとかの対応のということでは、それとはこれとシステムとは関係ないわけですね。

（ICT推進課長）今現在ペイペイのほうは新館の市民課、税務課でやっておりますが、国のほうでもキャッシュレス事業については推進を今進めているところです。鴻巣市におきましても、今後窓口の手数料等キャッシュレス化を検討しているところでございますので、それに対応したような製品を選んでいただいていると存じています。

以上です。

(金子) 分かりました。そうすると、ペイペイということで、キャッシュレスシステムということで考えると、例えばほかにauペイとか何かいろいろなメーカーのがあるかと思うのですけれども、そういうものの使用できないか、また使用できないとなると何か不公平が生じるのではないかなとか、いろいろ考えられるのですけれども、そういう点のほうの考え方はどうなのでしょう。

(ICT推進課長) ペイペイ以外のキャッシュレス決済手段といったところでございますが、それにつきまして今現在どのようなキャッシュレス決済が採用できるのか、また今クレジットカードですとか電子マネーですとかいろいろなキャッシュレス決済がございますので、こういったところを個々に契約するというとかなり煩雑なところもございますので、取りまとめをしていただけるような事業者、そういったところも含めて検討を進めているところでございます。

以上です。

(金子) 了解しました。

それでは、次に21ページのやさしさ支援課さんの相談事業ですけれども、先ほどありましたように生理用品とか、あと相談とか、そういうものが事業としてということで考えられますけれども、生理用品とか、これの例えば相談事業もそうですけれども、具体的に例えばそういうものを、それもう言われたら、書類の記入とか、現物をぽんと渡すのではなくて、何か渡し方とかいろいろ工夫とか考慮が考えられるかと思うのですけれども、そういう点、気遣いとかという面で何かそういうので考えられることとか、また相談についてもいろんな相談があるかと思うのですけれども、具体的なやり方とか、そういうものを考えられているのであればお答えいただければと思います。

(やさしさ支援課長) 配布方法の配慮としましては、やはり声に出さずに受け取れるという方法を一応重視しております。なので、個人情報等を伺うこともなくということで考えておりました、相談できる窓口の一覧には労働相談が書いてあったり、心の相談場所が書いてあったり、女性相談、市民相談、DV相談、それから学生が相談できるような窓口であ

るとか、そういったものも全て記載されている一覧を同封しますので、そこにつながるようにというふうに考えております。また、配布先についても生活困窮の支援というか、相談場所の福祉課とか、社協であったり、あとは独り親の支援をしている子育て支援課でしたり、そういったところで相談窓口を持っているようなところで配布することで、またそのこの課の相談にもつなげるということを考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 今回の補正予算の中には、マイナンバーカード普及のためにマイナポイントを付与する予算、または行政としてそのマイナンバーカードのポイントをつけるためのマイキープラットフォームの予算が計上されています。何が何でもデジタル庁をつくって、マイナンバーカードを普及するという狙いが入った予算であることを指摘し、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 8 分)

(開議 午後 3 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 88 号 令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 4 時 0 9 分)

(開議 午後 4 時 1 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先程、竹田委員よりこの予算の審議の資料請求がありましたので、お諮りをしたいと思いますのですが、これを許可することを許可いたしますか。異議ございませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 決算の資料をとることに許可いたしたいと思いますのですが、異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) それではこれを許可いたしましたので、明日の朝までに資料を用意していただきたいと思います。

(何事か声あり)

(委員長) 本日の審査はこの程度に留め、散会といたします。明日は午前 9 時から開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

(散会 午後 4 時 1 4 分)